

第2部 環境の現状と対策

第1章 総合的環境保全対策の推進

複雑多様化する環境問題に適切に対処するには、工場などの公害発生源に対する排出抑制・指導とともに、公害の早急な解決や未然防止のための諸施策を総合的・計画的に実施していかなければならぬ。

このため、従来から、千葉臨海地域及び印旛沼・手賀沼地域について公害防止計画を策定し、総合的な対策を推進するとともに、臨海部の主要企業と公害防止協定を締結し、公害の未然防止に努めてきた。

5年度には、環境に対する県民の基本的な行動規範となる「千葉県環境憲章」の具体的行動計画として、また、地球環境保全のための行動指針としての「千葉県地球環境保全行動計画」を策定し、さらに、自動車公害対策として、自動車を利用する者すべてが取り組むべき事項や総合的、体系的に推進すべき各種交通施策などを盛り込んだ「千葉県自動車交通公害防止計画」を策定した。

また、6年度には、行政・県民・事業者が一体となってごみの減量化と再資源化を推進するため、「千葉県ごみ減量化推進県民会議」の設置、豊かな自然を守り、生き物や地域文化とのふれあいを通して、県民が自然の大切さや仕組みを学ぶための「千葉県いすみ環境と文化のさと」の開設など、県民の取組を推進する施策を展開してきた。

しかし、本県の急速な都市化・工業化による変貌は、地域の環境容量に十分な配慮がなされずに行われてきたことも否めない。そのため、持続的発展が可能な県土づくりのための抜本的な取組が強く望まれた。

そこで、8年2月には、21世紀初頭を展望した本県の環境施策の基本方向を示す「ちば新時代環境ビジョン」を定めるとともに、8年8月には環境ビジョンの理念を踏まえた本県の環境施策のマスタープランである「千葉県環境基本計画」を策定

し、環境施策を総合的に推進している。

さらに、大規模な開発行為等の実施に関しては、「環境影響評価法」及び「県条例」(11年5月以前は「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」)により、環境への影響について事前に調査・予測・評価を行い、公害の未然防止と自然環境の保全を図っている。これらによらない工場建設、宅地造成等個々の開発計画に対しては法令等に基づく事前の審査や県独自の指導要綱による事前審査を行い、環境保全に努めている。

一方、良好な環境の保全や快適な環境づくり、さらには地球環境保全の取組を、県民と一体となつた取組として推進するため、「美しいふるさとづくり運動」や快適な環境づくり、環境学習の推進により環境問題に対する県民意識の高揚と地域活動の促進を図っている。

また、これら地域に根ざした環境保全に関する事業を展開する資金を安定的に確保するため、「千葉県地域環境保全基金」を設置している。

第1節 千葉県環境基本計画

1. 千葉県環境基本計画の策定

千葉県環境基本計画（以下「基本計画」という。）は、千葉県環境基本条例第9条に基づき、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向などを定めた計画であり、「千葉県環境審議会」の意見を聴いて8年8月に策定した。

2. 基本計画の概要

(1) 計画策定の意義

環境問題は、従来の公害問題から都市・生活型環境問題へ、更に地球環境問題へと変化・拡大しており、生活環境、自然環境といった分野を越え、環境そのものを総合的に捉える必要が生じてきている。これに対応していくためには、総合的で長期的かつ計画的な対策を講じることが必要であり、対策の推進に当たっては、社会の構成員であるすべての主体が共通の認識で協力し、環境の保全に取り組んでいく必要がある。

基本計画は、このような観点に立って、21世紀初頭を展望した本県の環境保全の基本方向と環境施策の長期的な目標、施策の方向を明らかにしている。

(2) 基本目標と理念

これから環境問題に対する考え方については、
ア 日常生活や産業活動が急激に拡大し、環境に影響を与え、自然の持つ復元能力を超えることが大きな要因であること
イ 人が生存し、健康で快適な生活を営むためには自然の恵みが不可欠であること
ウ 行政、事業者、県民のすべてが各々の立場から自主的・積極的に取り組む必要があること
　　という認識に立ち、持続的発展が可能な社会を構築するため、基本目標として『健全で恵み豊かな環境の保全と将来への継承』を掲げている。

さらに、この基本目標を目指して基本的な姿勢を示すとともに、行政・事業者・県民・民間団体のそれが共通の認識に立って取り組むため、次の四つの理念を掲げている。

ア 環境への負荷を軽減するため、自然が本来持っている循環・浄化能力を活かして物質の循環・再生ができるかぎり確保する「循環社会の構築」
イ 貴重な自然を保護し、身近な自然を確保し、自然との豊かな交流を保ちながら健全な生態系を維持・回復する「自然との共生」

ウ 私たち一人ひとりが地球の一員としての認識を持ち、地球環境保全にむけて行動する「地球環境保全への貢献」

エ 県・市町村・県民・事業者及び民間団体の各主体が環境に配慮した行動に自主的・積極的に取り組む「みんなが参加する取り組み」

(3) 対象期間

この基本計画の対象期間は、8年度から22年度(2010年度)までの15年間としている。

(4) 長期的な目標と施策の方向

基本目標の達成と4つの理念の実現のため、次に掲げる8つの長期的な目標を設定し、さらに、それぞれの分野別目標や必要に応じて個別的な目標を掲げ、これらの目標に対応してさまざまな施策の方向を示している。基本目標、理念、長期的な目標及び分野別目標の関係は、図2-1-1のとおりである。

ア 健全な自然の物質循環の確保

今日の環境問題は、自動車からの排出ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁などの都市・生活型公害が顕著になってきている。

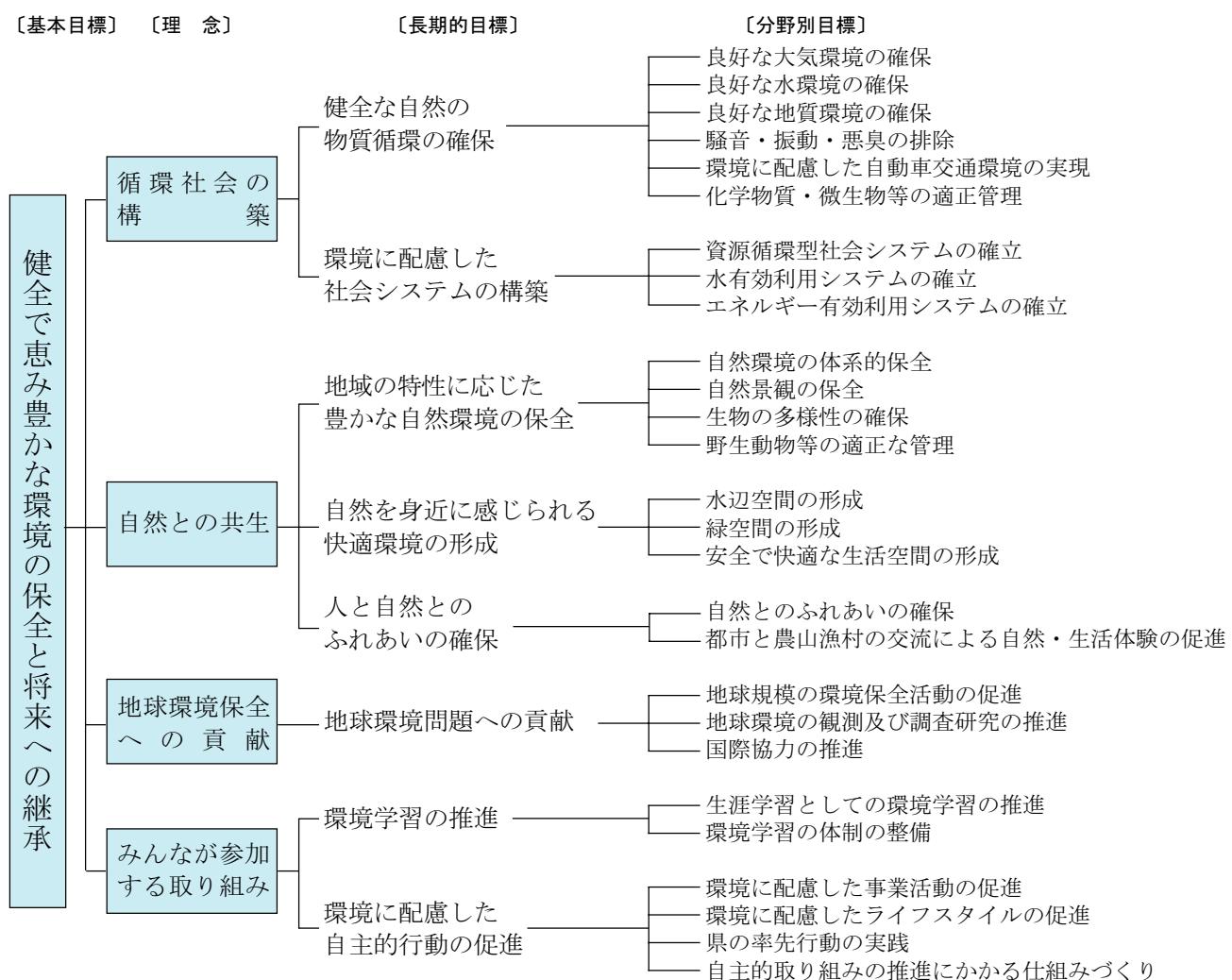
これらは、急激な都市化などが自然の復元能力や許容限度を超えた負荷を環境に与えていることが原因である。そこで第1の長期的な目標は、「大気、水、地質などへの負荷が自然の物質循環を損なうことのないよう、汚染物質の発生抑制や適正な処理を図ることなどにより、負荷をできる限り軽減させることを目指す。」としている。

施策の方向としては、燃料の良質化などの大気汚染の防止対策、下水道の整備などの社会基盤の整備、低公害車の普及などを掲げている。

イ 環境に配慮した社会システムの構築

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造が、環境に大きな負荷を与えており、環境に配慮した事業活動の確立と県民一人ひとりが環境に配慮したライフスタイルに転換していくことが必要である。そこで第2の長期的な目標は、「生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの面で循環・効率化の

図2-1-1 基本目標、理念、長期的目標、分野別目標の体系図



「進んだ社会を目指す。」としている。

この目標に対して、廃棄物のリサイクル、ごみの減量化、水やエネルギーの有効利用などの施策の方向を示している。

ウ 地域の特性に応じた豊かな自然環境の保全

本県には、自然が豊富に残されており、多様な生態系が営まれている。これを将来に引き継ぐためには自然的・社会的な特性を踏まえて、地域ごとに多様な自然環境を保全することが必要である。長期的な目標の第3として「貴重な自然環境、多様な生態系を保全し、房総の豊かな自然を将来の世代に引き継ぐことを目指す。」としている。

このため、分野目標のうち「自然環境の体系的保全」では、地域を「山地・丘陵地域」、「田園地域」、「市街地とその周辺地域」、「沿岸地域」に区分し、それぞれの特性に応じた目標とそのため

の施策の方向を示している。このほか、地域特有の景観の保全やレッドデータブックの作成などの施策の方向を示している。

エ 自然を感じられる快適環境の形成

さわやかな空気、水辺や緑は、日々の生活にうるおいや安らぎをもたらしてくれるものである。また、安全が保たれることや土地の歴史や文化にふれることで、私たちの生活はより豊かに、より快適なものとなる。そこで、街における快適環境を守るため、「身近な自然を適切に保全とともに、緑や水辺などを整備し、人と自然が共生する安全で快適な生活空間の形成を目指す。」を第4の長期的な目標としている。

このための施策の方向としては、うるおいを感じられる施設の整備や緑化などを掲げている。

オ 人と自然とのふれあいの確保

都市の生活では自然にふれる機会が少なくなつ

ている。自然の尊さ、仕組み、恩恵などを正しく認識し、自然保護の心を身につけることができるよう自然にふれる機会を増やすことが必要である。第5の長期的な目標は、「人と自然との豊かなふれあい、都市と農山漁村の豊かな交流を通じて、自然を大切にする心が育まれていくことを目指す。」としている。

このため、自然を体験し、学ぶ機会や施設の確保や都市と農山漁村との交流などの施策の方向を示している。

カ 地球環境問題への貢献

地球も大きなひとつの生態系であり、大きな循環と微妙なバランスのうえに成り立っているが、各種の自然への負荷が急速に拡大したためこの循環やバランスが損なわれ始めている。私たちの生活も地球環境に様々な影響を及ぼしていることを理解したうえで、行動することが必要である。そこで、「人類共通の貴重な財産である地球のため、地球環境問題についての県民の理解を深めるとともに、国際的な交流・協力を通じて、よりよい地球環境の保全を目指す」を第6の長期的な目標としている。

このため、地球温暖化・オゾン層破壊の防止などや、観測・監視、諸外国との情報の交換などの施策の方向を示している。

キ 環境学習の推進

人と環境の望ましい関係について学び、環境に配慮した行動の必要性について理解し、実践していくことが求められている。そこで、「環境学習を推進し、一人ひとりが環境に关心を持ち、人間と環境との関わりの重要性を理解し、環境保全に取り組む意識が高まるすることを目指す」を第7の長期的な目標としている。

ここでは、環境学習の機会づくりや手法の開発、体制の整備について施策の方向を掲げている。

ク 環境に配慮した自主的行動の促進

今日の環境問題の解決には、すべての人々が家庭や職場において、あらゆる機会を通じて取り組むことが求められている。そこで、「行政・

事業者・県民・民間団体のすべての主体が自主的かつ積極的に、環境保全のため、それぞれの役割を果たすことを目指す。」を第8の長期的な目標としている。

このため事業所や家庭での自主的取組例を紹介するほか、各主体が環境に配慮した行動をとることを促す施策の方向を掲げている。

(5) 共通施策、配慮事項、特徴的な事業

長期的な目標の実現に向けての個別の施策の方向以外に、すべての目標の実現に関連する基本的な共通施策、各種の環境の利用に当たっての配慮事項、各種施策の方向のうち特徴的な事業を別に示している。

ア 基本的共通施策

長期的目標の実現に共通して必要な環境影響評価、規制的措置など基本的施策の現状と今後の方向を示している。

イ 環境利用に当たっての配慮事項

土地利用計画のほか、「宅地開発等の土地造成を伴う事業計画」、「ゴルフ場計画」などの11の事業計画を挙げ、計画に当たっての留意すべき事項を定めている。

計画を立案する段階での環境に配慮すべき事項の考え方を示し、環境アセスメント実施の際の基準とするほか、事業者が適切な配慮することを期待している。

ウ 特徴的な事業

ここでは、緊急に対策を実施する事業、基盤的な事業及び長期的な視点に立った事業を掲げている。

緊急に対策を実施する事業としては、①自動車交通公害対策 ②印旛沼・手賀沼浄化対策 ③「ごみ・ゼロ成長社会」推進の3つの事業を掲げている。

環境施策を展開するに当たって基礎となる基盤的な事業としては、事業所の自主的な環境保全活動の促進など4つの事業を挙げている。

長期的な視点に立って研究・検討・実施していく必要のある事業としては、流域全体を視野に入れて、適正な水環境の維持、水質汚濁の解消、

水資源の確保を図る「流域管理」などの8つの事業を掲げている。

(6) 推進体制

基本計画を推進していくために、行政、県民、事業者が参加する組織を設置するなどして、すべての主体が一体となった取組を推進するとともに、全序的な組織を設置し、計画を総合的に推進することとしている。

廃棄物の発生抑制、環境負荷の低減を進めるため、有用な廃棄物や太陽光・バイオマスなど、地域から分散的に発生する資源(分散資源)の循環的利用を積極的に進めていくことにより、鉱物資源や化石燃料(集中的資源)の使用の削減を目指している。

集中的資源

- 石油、石炭、鉄鉱石
- 原子力エネルギー など

分散的資源

- 空き缶・古新聞
- 金属くず・スラグ・汚泥
- 太陽光、バイオマス など

第2節 千葉県資源循環型社会づくり計画

「千葉県資源環境型社会づくり計画」は、千葉県の豊かな自然や全国有数の産業ポテンシャルを生かしながら、環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な社会を実現し、次の世代に引き継いでいくため、県民やNPO・NGO、事業者などと協働して、資源循環型社会づくりに取り組んでいく基本となる計画であり、「千葉県資源循環型社会づくり計画策定懇談会」や、県民、市町村の意見を聴いて14年10月に策定した。

1. 計画の性格と位置付け

(1) 計画の性格

本計画は、資源循環型社会の将来像、基本方向を示す“ビジョン”としての性格と、将来像の実現に向けた県民、NPO・NGO、事業者、行政等の各主体の役割、行動指針、戦略プロジェクトを示す“行動計画”としての性格を有している。

また、県内で現在進められている各主体による取組を反映するほか、今後進められる取組についても随時盛り込み、“進化していく県民提案型・総参加型の計画”とする。

(2) 計画の位置付け・関連計画との関係

本計画は、千葉県環境基本計画の4つの基本理念の一つ「循環社会の構築」の長期目標である、①健全な自然の物質循環の確保、②環境に配慮した社会システムの構築の実現に向けた具体的な取組をまとめた計画である。

(3) 計画の対象とする資源

本計画では、資源を賢く利用することを通じて、

(4) 計画期間

ビジョン：14年度から22年度まで

行動計画：14年度から17年度まで

2. 千葉県が目指す資源循環型社会の将来像とその実現に向けた基本方向

(1) 将来像

本県が目指す資源循環型社会については、[生活]、[産業]、[環境]の視点から、次の3つの将来像の実現を目指す。

[生活] 環境への負荷の少ないライフスタイルが新たな生活文化として定着した社会

[産業] あらゆる事業者が資源循環・環境負荷の軽減に取り組む社会

[環境] 恵み豊かな環境が保全され、人と自然が共生できる社会

(2) 資源循環型社会の実現に向けての基本方向

本県の資源循環型社会づくりにおける課題や可能性を踏まえ、次の4つの柱を設定した。

- ア 環境への負荷の少ない社会経済システムづくり
- イ 資源循環ネットワークの構築による地域づくり
- ウ 健全に循環する自然環境づくり
- エ 資源循環型社会の実現に向けた人づくり

3. 資源循環型社会の実現に向けての行動指針と戦略プロジェクト

(1) 行動指針

4つの基本方向に沿って、県民、NPO・NGO、事業者、行政が具体的に推進すべき取組を体系的に整理した。これらの取組は、将来像を実現するた

基本方向毎の取組内容

環境への負荷
の少ない社会
経済システム
づくり

環境への負荷の少ないライフスタイルづくり

- I . 発生抑制（リデュース）のための取組
 - 1 容器包装ごみの発生抑制
 - ◎ ① マイバッグの普及・促進
 - ② 簡易包装の実施
 - 2 生ごみの発生抑制
 - ① 生ごみのコンポスト化等によるリサイクルの推進
 - ② 量り売りやばら売りの実施
 - 3 ごみ減量化に向けた経済的手法の導入
 - ① ごみの有料化の導入促進
 - ② デボジット制度の導入
- II. 再使用（リユース）のための取組
 - 1 リースやレンタルの促進
 - 2 物品の共同利用の促進
 - 3 物品の長期使用の促進
 - ① リペア、アップグレードサービスの拡大
 - ② リサイクルショップ等の拡大
- III. 再生利用（リサイクル）のための取組
 - 1 こみ分別排出の推進
- IV. その他の取組
 - 1 環境家計簿の普及

環境への負荷の少ない産業づくり

- I . 資源循環、環境負荷軽減に配慮した事業活動の実践
 - 1 再使用・再生利用が容易な製品の製造
 - 2 環境効率性の向上
 - ① 単位資源・エネルギーあたりの生産性の向上
 - ② 環境マネジメントシステムの構築と推進
 - ③ 新エネルギー（風力、太陽光、バイオマスエネルギー等）の利用
 - 3 有害な物質の使用削減と適正管理の推進
- II. 資源循環、環境負荷軽減に取り組む企業が正当に評価される取組
 - 1 優良事業所の顕彰
 - 2 環境産業等の経営基盤の強化
 - 3 資源循環・環境負荷削減に取り組む企業の商品、証券の購入促進

資源循環
ネットワーク
の構築による
地域づくり

地域特性を活かした資源循環ネットワークの実現

- I . 産学官民連携のネットワークの構築
 - ◎ 1 循環資源マッチングシステムの構築
- II. 環境産業の集積・育成
 - ◎ 1 エコタウン事業の推進
 - 2 既存施設の有効活用による再資源化
- III. 地域特性を活かした資源循環の推進
 - ◎ 1 農林水産業の資源循環の推進
 - ◎ 2 なのはなエコプロジェクトの推進
 - 3 千葉県内における各種リサイクルの推進

健全に循環
する自然環境
づくり

環境上の負の遺産の解消

- I . 負の遺産の解消
 - ◎ 1 不法投棄現場などの原状回復
 - 2 有害物質（P C B 等）の適正管理・処理
- II. 負の遺産の発生予防
 - 1 不法投棄の監視体制の構築（強化）
 - 2 美化運動の推進
 - 3 廃棄物等の適正処分の推進
 - ① 廃棄物等の適正処分の確保
 - ② 公共関与、P F I 等による廃棄物処理施設の整備

自然の浄化能力の維持・増進

- I . 豊かな森林づくり
 - 1 森林・緑地の適正管理・再生
 - ◎ 2 親しめる里山づくり（里山保全整備事業、ビオトープ）
- II. きれいな水づくり
 - 1 河川・湖沼・海域などの水辺づくり
 - 2 水の循環利用の推進（中水利用、雨水利用の推進等）
- III. きれいな空気づくり
 - 1 大気環境への負荷軽減策の推進

資源循環型
社会の実現に
向けた人づくり

- ◎ 1 環境学習センターの設立と環境学習ソフトウェアの作成・提供
- 2 資源循環に関する体験的な学習の促進
- 3 資源循環型社会の実現に資するN P O ・ N G O 等の活動の促進
- 4 リサイクル運動や市民フォーラム等の開催

[注]◎ 戰略プロジェクト

めに、長期間にわたって総合的・体系的に実施されるべきものであり、各主体の実状や地域の特性等を考慮しながら、積極的な展開を求めるものである。

(2) 戦略プロジェクト

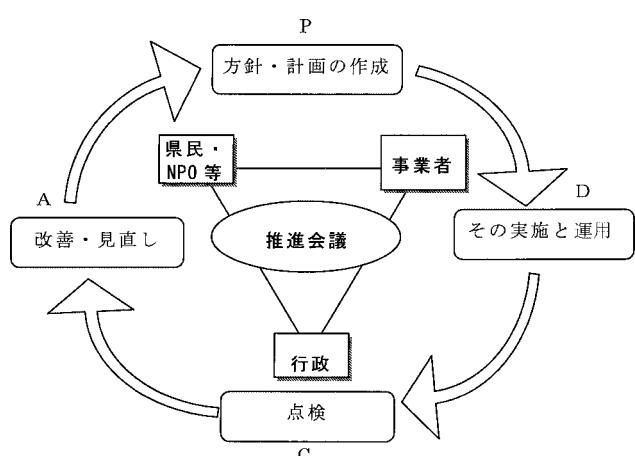
行動指針に示した各取組のうち、「緊急性」、「千葉県らしさ」などの観点から、重点的に取り組むことが必要な8つの事業を戦略プロジェクトとして位置付け、その具体化に向けて県として積極的に取り組んでいく。

- ア マイバッグの普及促進事業の実施
- イ 循環資源マッチングシステムの構築
- ウ エコタウン事業の推進
- エ 農林水産業自然循環方式推進事業
- オ なのはなエコプロジェクトの推進
- カ 環境上の「負の遺産」解消事業
- キ ふるさとの里山保全整備事業
- ク 資源循環に関する体験的学習の促進

4. 資源循環型社会の実現に向けた体制

本計画の実効性を確保するとともに、資源循環型社会づくりに向けた各主体の取組を促進するため、P D C Aサイクルを活用した「千葉県資源循環型社会マネジメントシステム」を構築する。

また、県民、事業者、学識経験者、N P O・N G O、行政等が参画する「千葉県資源循環型社会づくり推進会議」を設置し、計画の進展状況の確認、問題点及び課題の分析等を行い、計画の改善・見直しの方向性等を明らかにしていく。



第3節 ちば環境再生計画

1. 計画の策定

千葉県は、周囲を海と川に囲まれ、温暖な気候と広い大地、豊かな自然の恵みを受けながら、県民のたゆまぬ努力により首都圏の一翼を担って発展してきた。

一方、大量生産、大量消費、大量廃棄の道を歩んだ二十世紀後半における社会・経済活動により、水や大気が汚染され、不法投棄された廃棄物などで、ふるさとの貴重な自然が傷つけられ、県民の健康や生活環境が脅かされるような状況にいたっている。

私たちは今、自らの手で千葉の貴重な自然を保全するとともに傷ついた里山や水辺環境などを回復させるなど、ふるさとの環境を再生させていく必要がある。

そこで、全ての県民がふるさと千葉の環境を守り、より美しい自然を取り戻すという思いを一つにし、この郷土をかけがえのない財産として孫子の代に引き継いでいくため、「ちば環境再生計画」を平成14年2月に策定し、[とりもどそう！ふるさとの自然を]をスローガンに、環境づくり日本一を目指し各種活動を展開している。

2. 計画の概要

(1) 計画の目的

良好な自然環境の保全に努めるとともに、森と海、河川・湖沼の自然を取り戻し、人と自然が共生できる環境づくりや循環型社会づくりを進め、[環境づくり日本一の千葉県]を目指すことを目的とする。

(2) 計画の期間

平成14年から18年度までの5年間

(3) 計画の位置付け

ちば環境再生計画は、「健全で恵み豊かな環境の保全と将来への継承」を基本目標に掲げる「千葉県環境基本計画」を上位計画とし、この基本計画に基づいて展開される「千葉県地球温暖化防止計画」及

び「資源循環型社会づくり計画」と連携して、これらの計画をより実効あるものにするために、具体的な事業の実施や支援のための体制整備などを行う行動計画となっている。

(4) 計画の推進

本計画の推進のため、(財)千葉県環境財団に「ちば環境再生基金」を設置し、県民からの募金で活動を展開している。また、基金の適正な活用を図るために学識経験者、県民代表、地元産業界の代表などで構成する「ちば環境再生推進委員会」が設置され、具体的な事業が推進されている。

(5) 解消が求められている問題

①人手の入らない里山などの「自然の荒廃」

千葉県は、首都圏にあって、変化に富んだ海岸線とみどり豊かな丘陵地帯など、豊かな自然が残されている。しかし、市街化などにより森が減少するとともに、人手の入らない里山が増加し、生活排水の流入の多い都市河川の汚濁が目立っている。

このため、県では、自然環境の保全や汚染対策を行ってきたが、これと並行して荒廃してしまった自然を回復するための取り組みを進めなければならない。特に、森づくり、里山づくりなどは各地で自主的なグループが活動を行っており、これらの活動を支援していく必要がある。

②廃棄物の不法投棄などの「負の遺産」

私達は、これまで大量生産、大量消費の社会によって経済的に豊かな生活を得ることができた。しかし、こうしたライフスタイルは、大量の廃棄物を生むことになり産業廃棄物の不法投棄や化学物質による地下水汚染、土壤汚染などの問題が生じている。

県では、地域住民と行政が一体となった監視体制で、廃棄物の不法投棄を早期に発見し、不法投棄をした者に原状回復させているところである。

しかし、不法投棄のなかには、原因者を発見することができないために早急な対応がとれず、「負の遺産」とも言うべき状態になってしまっているものもあり、新たな取り組み体制が求められている。

③化石燃料の大量消費による「地球の温暖化」と大量廃棄による「廃棄物問題」

我が国では、生産に使用される物質の約1割程度しか再生された資源が使用されておらず、首都圏の一翼を担う千葉県でも資源の有効利用を積極的に進めていくことが求められている。

このため、県民一人ひとりのライフスタイルの変革と事業活動の見直しによる経済システムの変革を進め、本県を資源循環型社会に転換していく必要がある。

3. ちば環境再生基金の概要

(1) 基金の創設

豊かな環境を大切な財産として、21世紀の子や孫の時代に引き継ぐことを目的とする「ちば環境再生計画」を推進する柱として、(財)千葉県環境財団に「ちば環境再生基金」を設置した。

(2) 基金の運営

基金を適正に運営し、基金による事業を公正かつ適切に実施するために、学識経験者、県民代表、地元産業界などで構成する「ちば環境再生推進委員会」を財団に設置した。

この委員会は、委員会で選出された委員長が会議を運営する。

また、専門的な検討を行うために推進委員会の中に4つの部会が設置された。

(3) 基金の造成

県民一人ひとりが、ふるさと千葉の自然の保全と再生への思いを「ちば環境再生基金」に託せるように、600万県民が総ぐるみで行う募金活動で基金を造成する。

平成15年3月31日現在の造成額は約5億円となっている。

(4) 基金の事業内容

①基金によるモデル事業

資源循環型社会づくりのモデル的事業として、県民の自主的な参加による「なのはなエコプロジェクト」を実施する。

このプロジェクトは、休耕田などに植えた菜の花など資源作物から植物油を探り、その廃食用油を原料に石けんを作ったり、精製して大気への負荷が少ないディーゼルエンジン用の燃料として再

を利用する。

また、油を絞ったあの油かすは肥料や飼料に使うなど、資源作物を使った資源循環の輪の構築を目指す。

平成14年度は、農業生産との調整を目的とした連絡調整会議（東葛飾支庁管内を除く9支庁管内で実施）を経て、21団体が参加した。（表－1参照）

その結果、11団体、8.76ヘクタールで、総量約2トンの菜種の収穫があった。

なお、梨の収穫減やコナガの発生等、懸念された農業生産への影響はなかった。

②市町村による戦略的自然再生事業への助成

市町村が対象地域の位置付けや保全目標を明確にして、地域の住民等と連携を図りながら計画的に実施する自然環境等の保全・再生の事業への助成を行う。

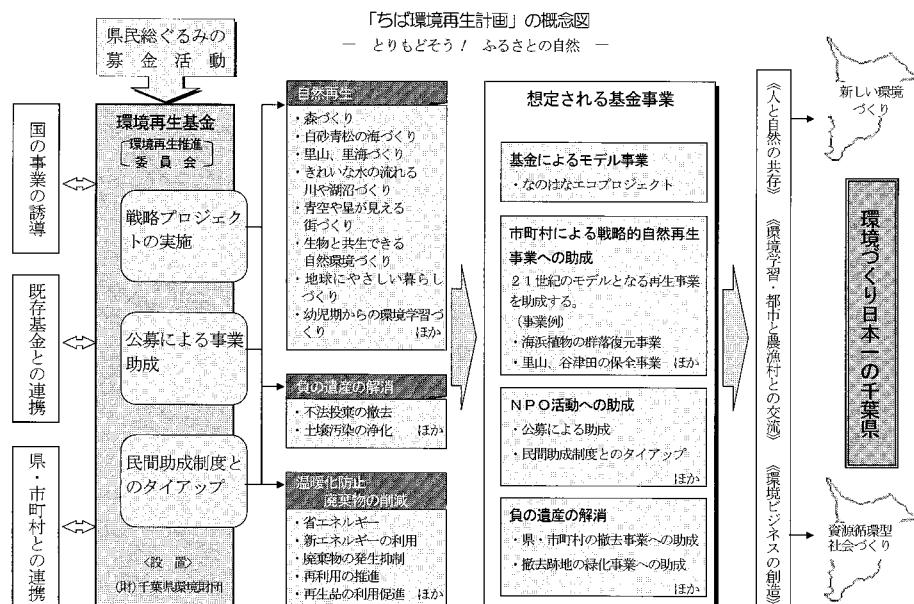
③NPO環境活動への助成

●公募による事業助成

県民自らの手で貴重な自然を保全するとともに、ふるさと千葉の環境を再生する自発的・継続的な活動を支援するため、10人以上のN

P O 団体などが県内で行う「自然環境の保全、自然環境の再生、体験的環境学習、資源・リサイクル」の活動に対して公募により助成を行っている。

（助成率は2分の1、50万円を上限、原則1回限り。）



14年度は10月と1月に公募し、計24件の活動に対して助成した。（表－2参照）

15年度の募集時期等は次のとおりである。

募 集 時 期	夏期募集	冬期募集
	6月	12月
活 动 実 施 時 期	10月から1年間	4月から1年間

●民間助成制度とのタイアップ

世界自然保護基金(WWF)ジャパンが行う助成事業の審査を通過した団体・個人等が行う県内での活動に対して、基金による再審査のうえ助成する。

14年度は、該当がなかった。

④負の遺産の解消

廃棄物の不法投棄などの負の遺産は原因者による撤去を原則としている。

しかし、発生者が特定できない不法投棄や廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規制以前に処分された廃棄物で、緊急に対策を実施しないと県民の生活環境に影響を及ぼす恐れがあるものを対象に、市町村などからの申請を受けて、基金より助成する。

基金で実施する廃棄物等の不法投棄等への対応は、不法投棄された廃棄物の除去等、廃棄物による汚染防止や、周辺環境への危険防止のための措置などで、緊急に対応しなければ県民の生活環境に影響を及ぼす恐れのあるものについて対象とする。

平成 14 年秋に菜種をまいた団体等 (15 団体 8.69ha)

(表-1)

栽培実施地	実施団体名等	実施面積	収穫量
千葉市花見川区	レオぼっくる（あそびと学びの体験教室）	0.1ha	-
市原市	生活情報ニューネット「うぐいす」の会	※ 0. Lha	-
八街市	八街の環境を考える会	3. Lha	200kg
栄町	EM(エム)の会	0.003ha	2. 1kg
大栄町・多古町・神崎町・佐倉市	北総環境再生会議	0.7ha	600kg
八日市場市	(農)旭愛農生産組合	※ 2.0ha	1,000kg
銚子市	NPO 法人関東イーエム普及協会千葉ネット	0.1ha	-
九十九里町	個人	0.03ha	5kg
長南町	個人	0.03ha	0.5kg
睦沢町	介護老人保健施設 睦沢の里	0.1ha	-
大原町	なのはなエコプロジェクト・大原実行委員会	※ 0.35ha	30kg
御宿町	なの花エコプロジェクトおんじゅく	※ 0.05ha	3kg
大多喜町	学校法人 三育学院	0.03ha	-
鴨川市	江見なのはなエコプロジェクト実行委員会	1.0ha	30kg
木更津市	なのはなプロジェクト IN 木更津	※ 1.0ha	5kg

(注) 「実施団体名等」欄に※を付した団体は、助成金交付対象

平成 15 年春に菜種をまいた団体等 (6 団体 2.49ha)

栽培実施地	実施団体名等	実施面積	収穫量
成田市	NPO 法人グループ彩 (さい)	0.5ha	0.5kg
旭市	個人	0.2ha	-
白子町	個人	0.37ha	-
白子町	個人	0.12ha	-
鋸南町	鋸南町土木環境課	0.6ha	-
君津市	なのはなプロジェクト IN 木更津	0.7ha	-

第1回公募助成事業 (12 事業)

事業	団体名 (所在地)
山武杉の雪害林地の広葉樹植栽による森の再生 他	森林塾 かずさの森 (君津市)
「谷戸山環境文化」の再生と活用を図りながらふれあいの場の創造 他	NPO 法人 地盤と住まいを守る会 (船橋市)
春木川の浄化 他	春木川をきれいにする連絡協議会 (市川市)
富士川水域の清掃 他	富士川に清流を取り戻す会 (流山市)
森林保全 他	ちばの山を愛する家造りネット (大多喜町)
館山湾に生息するウミホタルや沖ノ島のサンゴなどの保護活動 他	NPO 法人 たてやま・海辺のまちづくり塾 (館山市)
印旛湖畔に「水辺の環境 Thema-Park」の造成 他	人づくり 街づくり 環境づくり (佐倉市)
里山の保全 他	成田の里山を育てる会 (成田市)
砂田地区にエコトープ造成	NPO 法人 ふるさとネット (松戸市)
リサイクルせっけんづくりのデモンストレーション用のデモプランツの開発 他	NPO 法人 せっけんの街 (柏市)
「自然環境体験事業」他	NPO 法人 あびこ・インター ネット・博物館 (我孫子市)
ごみ減量 他	ごみゼロネットちば 21 (千葉市)

第2回公募助成事業 (12 事業)

事業	団体名 (所在地)
里山再活動	グリーンアース YACHIMATA (八街市)
竹林整備とその活用 炭焼きほか 竹製品を使って生活を見直そう	船橋ケナフの会 (船橋市)
安房の海を守り育む・河川浄化・環境保護事業 ~EM菌を活用した人づくり~	安房の海を守り育む会 (館山市)
成田市松崎浅間池周辺環境保全事業	成田里山にほたるを育てる会 (成田市)
自然観察会、東金市自然環境調査 及び雑木林再生事業活動	ときがねウォッチング (東金市)
平塚の里 (第2地区) 保全事業	NPO 法人 しろい環境塾 (白井市)
養老渓谷ふる里再生事業	養老渓谷商店街人材育成研究会 (大多喜町)
寺小屋ぶらすわん	PW プラス ONE (東金市)
昔の八鶴湖を今一度再生しよう事業	炭焼きの会 (東金市)
森に親しむ野外講座 一自然観察会一	千葉県森林インストラクター会 (船橋市)
住民参加による谷津田の里づくり ~千葉県船橋市金杉地区において~	まちネット・ふなばし (船橋市)
過疎地古民家短期滞在型体験学習 の実践	われらプロジェクト in 小草畠 (市原市)

ちば環境再生基金事業の詳細については、千葉県環境財団のホームページで公表している。
(<http://www.ckz.jp/>)

第4節 「バイオマス立県しば」推進方針

14年10月に「資源循環型社会づくり計画」を策定し、この中で再生可能なバイオマス（生物由来の有機性資源）の利用を進めることとしている。

国は14年12月、「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定したところである。本県においても、資源循環型社会づくり計画のバイオマス利用を特化するものとして「バイオマス立県しば」を目指し、その施策の方向性や推進の方策を明らかにした推進方針を15年5月に策定した。

1. 施策の方向性

「バイオマス立県しば」の実現にあたっては、本県の持つ高いポテンシャル（農林水産業の生産力、製造業の技術やインフラ、商業・流通業の集積、学術研究機関の研究成果など）を活用することとする。具体的には、国の総合戦略に規定するバイオマスタウン構想を具現化するため、市町村等と協議しながら、地域特性を生かした以下の4種類のバイオマスタウンの中核となる施設を10箇所程度構築することを目指すこととしている。

(1) ハイテク・バイオマスタウン

臨海工業地帯における新技術などを活用し、バイオマスを原料とする工業製品等の製造、ガス化発電等を推進する。また、高効率変換技術の試験・研究などを支援する。

(2) アグリ・バイオマスタウン

食品残さなどを、堆肥化、飼料化、炭化し有効利用する。また、農林水産業と連携した、メタン発酵によるエネルギー利用、ガス化エネルギー変換等を推進する。

(3) ウッド・バイオマスタウン

製材端材などを家畜敷料、堆肥として利用するほか、熱利用、ガス化・液化、新建材等に利用し、産業部門での需要開拓、製品の多様化や高付加価値化を促進する。

(4) フラワー・バイオマスタウン

「循環型社会づくり」のシンボル的なモデル事業として実施している「なのはなエコプロジェクト」

を推進し、菜の花の蜜源としての利用、バイオディーゼル燃料の製造の促進など観光業との連携を図る。

2. 推進方策

(1) 事業者支援

国庫補助事業の積極的導入などの事業助成と、バイオマス関連情報の提供などによる活動支援を行う。

(2) 国との連携

国との情報交換や協力関係を強化するほか、バイオマスタウンの実現に資する制度の検討や補助制度の改正等も含め必要な働きかけを行う。

(3) 推進体制の整備

ア アドバイザリー委員会

- ・有識者などで構成
- ・県の推進方策に対する助言や提案募集に応募された技術の評価などを行なう

イ 庁内バイオマス連絡会議

- ・関係部局間の連絡調整、市町村との連携、提案募集に関する課題整理などを行なう。

(4) 普及啓発

県民向けに、シンポジウムなどの普及・啓発活動を行う。

第5節 千葉県西・中央地域エコタウンプラン

廃棄物をゼロにすることを目指すいわゆる「ゼロエミッション構想」を推進するため、本県の西・中央地域（主として環境基本法第17条に基づく「千葉地域公害防止計画」策定地域）をモデル地区とし、民間の技術力及び資本力を活用した再資源化施設を、地区内に整備することにより、新技術によるリサイクルシステムを実現したまちづくりを目指す「千葉県西・中央地域エコタウンプラン」を11年1月に策定し、国（経済産業省及び環境省）の承認を受けた。

本プランでは、従来埋立処分されていた都市ごみ焼却灰を主原料としてセメントを製造する「エコセメント製造施設（市原エコセメント㈱）」や一

般廃棄物を溶融し、生成されるスラグ等の再利用により最終処分量の削減にも寄与する「直接溶融施設（株かずさクリーンシステム）」の2施設を中心施設として位置付け、その事業推進を県としても支援してきたところであり、エコセメント製造施設は13年4月に、直接溶融施設は14年4月にそれぞれ稼働を開始している。

14年9月に千葉市の「蘇我エコロジーパーク整備事業（メタン発酵ガス化施設）」を、15年11月に「廃木材・廃プラスチックリサイクル施設」をエコタウン事業として位置付け、国の変更承認を受けた。

今後とも、エコタウンプランを活用して、産業廃棄物の処理も含めた環境産業の集積・育成を進めていく。

第6節 環境マネジメントシステム

1. 環境マネジメントシステムの構築について

近年、地球規模の環境問題や都市・生活型の環境問題への対応が大きな課題となっている中で、県民や事業者が環境に配慮した行動を実践し、現在の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを、環境負荷の少ない循環型社会へ変革していくことが必要とされている。

そこで、県民や事業者に環境に配慮した自主的な取り組みを促す立場として、自ら率先してISO14001を適用した環境マネジメントシステムを構築し、13年4月からその運用を開始し、環境保全施策の計画的かつ総合的な推進及び日常活動や事業活動に伴う環境負荷のより一層の低減に努めている。なお、14年2月には、知事部局の本庁を登録範囲にISO14001の認証を取得したところである。

2. 環境マネジメントシステムの概要

（1）策定

13年3月、「千葉県地球環境問題連絡会議（副知事を会長に、各部局長で構成）」で審議を行い、知

事により決定した。

（2）適用範囲

このシステムは、県の全ての機関（本庁及び出先機関）が行う事務・事業を対象としている。

（3）環境方針

県の事務・事業活動に伴う環境負荷を低減して環境保全を図るため、「千葉県環境基本条例」や「千葉県環境基本計画」の基本的考え方等を踏まえ環境方針を定め、文書化して全職員へ周知するとともに、広く一般に公表している。環境マネジメントシステムの基本的な方針として、

- ・環境保全施策の計画的・総合的な推進
 - ・日常活動における環境負荷の一層の低減
 - ・事業活動における環境影響の一層の低減 等
- を掲げている。

（4）環境目的

環境マネジメントシステムの基本的な方針として、日常活動や事業活動における環境負荷の一層の低減等を掲げ、環境方針を実現するため「電気等のエネルギーの削減」や「紙類の使用量の削減」、「廃棄物の削減」等29項目を設定している。

（5）目標の設定

環境目的の具体的な達成度を評価するための指標である目標として、73項目を設定している。主な目標は次のとおりである。

ア 日常活動における環境負荷の一層の低減

- ・単位面積当たりの電気の使用量を11年度に比べて、17年度までに5%削減する。
- ・コピー用紙及び外部に発注する印刷物の紙使用量を前年度に比べて、削減する。
- ・コピー用紙及びパンフレットなどの印刷物の再生紙利用率を17年度までに100%とする。
- ・本庁舎における一般廃棄物の発生量を11年度に比べて17年度までに5%削減する。

イ 事業活動における環境影響の一層の低減

- ・県公共事業のアスファルト・コンクリート塊の再資源化率100%を維持する。
- ・県公共事業の建設発生土の有効利用率を17年度までに80%以上とする。
- ・上水道施設から発生する汚泥のリサイクル率

を17年度までに98%以上とする。

- ・下水道処理施設から発生する汚泥のリサイクル・減量化率を80%以上とする。
- ・延床面積1万m²以上の大規模施設を管理運営委託する場合は、「環境に配慮した管理運営計画」を受託者に提出させる。

(6) 実施体制の確立

本システムの着実な運用を図るため、環境管理責任者（環境生活部長）、環境活動責任者（各部局庁の長）、環境活動推進員（全所属長）を設けた。

(7) 研修の実施

環境目的及び目標を実現するためには、職員一人ひとりの自覚と日常的な努力が特に重要なことから、各部局庁に環境研修責任者を、また全所属に環境研修推進員を置き、各所属において一般職員研修等を実施した。

(8) 環境監査と知事による見直し

環境監査員（県職員）による環境監査を実施して、各部局庁の運用実績を評価するとともに、知事による見直しを行い、システムの継続的な改善を図る。

(9) 運用実績の公表

運用実績は、毎年度、インターネットなどを通じて広く一般に公表する。

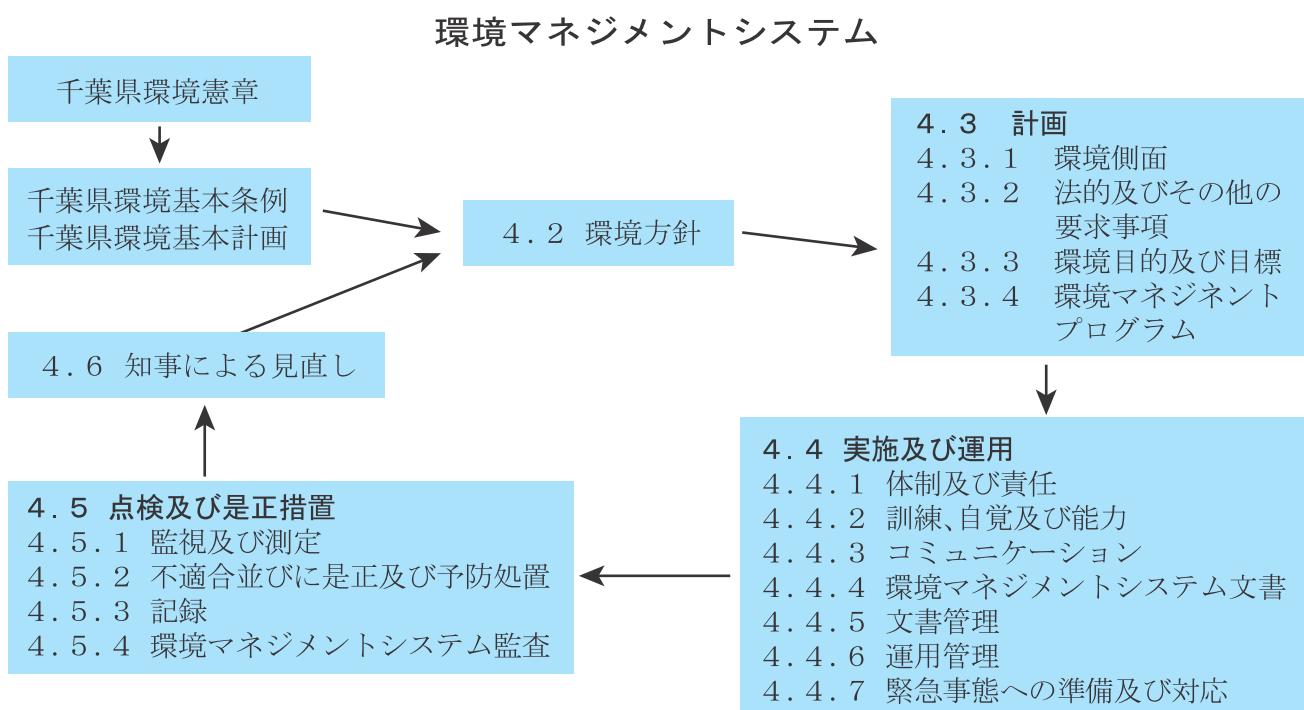
3. ISO 14001をめぐる動き

環境マネジメントシステムの国際的な標準規格であるISO14001は平成8年に規格が発行されて以来、我が国の認証取得件数は着実に増加しており、15年9月末現在で、12,900件となっている。また、県内の認証取得件数は、15年9月末現在で、307件あり、全国第10位となっている。

これを業種別で見ると、電気機械や化学工業等の製造業から、近年は、サービス業や自治体へと広がりを見せていく。

県内の自治体では、10年1月に白井市が自治体として全国で最初に認証取得して以来、県環境研究所（現：環境研究センター）や東金市、市川市クリーンセンター、船橋市北部清掃工場・南部清掃工場、市原市福増クリーンセンター、東金市外三町清掃組合環境クリーンセンター、柏市、佐倉市、千葉市、浦安市、市川市、山武郡市広域行政組合環境アクアプラント、松尾町が認証を取得している。

環境マネジメントシステムの体系を次のように定め、〔環境方針〕から始まる〔計画〕－〔実施及び運用〕－〔点検及び是正措置〕－〔知事による見直し〕による継続的改善を目指す。



環境方針

1 基本理念

私たちの生活は急速な経済発展に伴い、より便利で快適なものになりました。その代償として、生態系への影響をはじめ、自動車による大気汚染、生活排水や廃棄物等生活に起因する都市・生活型の環境問題から地球の温暖化、オゾン層の破壊などの地球的なものまで様々な環境問題を引き起こすこととなりました。

21世紀は環境の世紀と言われ、環境への過大な負荷を後世に残さない社会を構築し、豊かな自然を将来の世代に引き継ぐとともに、美しく潤いのあるふるさとの調和のある発展を図ることが急務となっています。また、将来にわたる持続的発展を可能にするためには、日常生活、産業活動、社会基盤整備などあらゆる面において環境に配慮し、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを進めることが重要になっています。

そこで千葉県は、県政運営に当たって「環境優先」を理念とし、環境の保全、再生及び創造をすべての施策の基本とします。また、県民や事業者へ環境に配慮した自主的な取り組みを促す立場として、自ら率先してISO14001を適用した環境マネジメントシステムを構築し、環境保全施策の計画的かつ総合的な推進や事務・事業に伴う環境負荷のより一層の低減に努めます。

2 基本方針

- (1) 循環社会の構築、自然との共生、地球環境保全への貢献及び共に実践する環境保全活動の促進に向け各種施策を計画的かつ総合的に進めます。
- (2) オフィス活動において、省エネ・省資源の推進、廃棄物の削減・リサイクルの徹底に取り組み、環境負荷のより一層の低減に努めます。
- (3) 公共事業などの事業活動に伴う環境への影響について環境目的・目標を定め、環境負荷を低減させるための取り組みを進めます。
- (4) 環境関連の法令や条例等を尊守し、環境汚染の未然防止に努めます。
- (5) 全ての職員に環境に配慮した行動が定着することを目指し、環境に対する意識の一層の向上を図ります。
- (6) 環境マネジメントシステムを定期的に見直し、継続的な改善に努めるとともに、環境方針及び運用実績は広く一般に公表します。

平成14年1月23日

千葉県知事 堂 本 晓 子

環境目的及び目標登録表

制定 平成13年3月26日
最終改定 平成15年3月24日

○環境保全施策の計画的・総合的な推進

環境方針	目的	目標	現況
I 循環社会の構築	1 健全な自然の物質循環の確保	○大気中の二酸化硫黄の環境基準の達成率100%を維持します。	100% (H13年度)
		○大気中の二酸化窒素の環境基準の達成率を向上させます。	97% (H13年度)
		○大気中の浮遊粒子状物質の環境基準の達成率を向上させます。	58% (H13年度)
		○低公害車の普及台数を増加させます。	3,995台
		○大気中の有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）の環境基準達成率を平成17年度までに100%とします。	ベンゼン 60% トリクロロエチレン 100% テトラクロロエチレン 100% (H13年度)
		○道路に面した地域の騒音の環境基準達成率を向上させます。	18.5% (点評価；千葉市、 松戸市、君津市) 75.6% (面的評価； 上記以外の千葉県) (H13年度)
		○水質のBOD（生物化学的酸素要求量）／COD（化学的酸素要求量）の環境基準達成率を平成17年度までに55%に向上させます。	50.6% (H13年度)
		○東京湾のCODの環境基準達成率を平成17年度までに60%に向上させます。	54.5% (H13年度)
		○印旛沼のCOD値を減少させます。	10 mg/ℓ (75%値) (H13年度)
		○手賀沼のCOD値を減少させます。	13 mg/ℓ (75%値) (H13年度)
		○ダイオキシン類の土壤の環境基準の達成率100%を維持します。	100% (H13年度)
		○年間2cm以上の地盤沈下を平成17年度までになくします。	27 km ² (H13年度)
		○1人1日当たりのごみ排出量を平成17年度までに950gに減少させます。	1,059 g (H12年度)
II 自然との共生	1 地域の特性に応じた豊かな自然環境の保全	○一般廃棄物のリサイクル率を平成17年度までに30%に向上させます。	19.9% (H12年度)
		○ごみの減量・減容処理率を平成17年度までに90.7%に向上させます。	86.3% (H12年度)
		○産業廃棄物の最終処分量を平成17年度までに78万トンに削減させます。	116万t (H10年度)
		○産業廃棄物のリサイクル率を向上させます。	57% (H10年度)
		○自然環境保全地域等の面積を拡大させます。	1,944ha (H13年度末)
	2 自然を身边に感じられる快適環境の形成	○鳥獣保護区設定面積を拡大させます。	42,101ha (H13年度末)
		○みどりとふれあい空間の面積（都市公園、県民の森、都市近郊緑地等）を平成17年度までに10,193haに拡大します。	9,659ha (H13年度末)

環 境 方 針	目 的	目 標	現 況
		○多自然型川づくりを推進し、多自然型護岸を平成17年度までに40.6km整備します。	23.1 km (H13年度末)
		○海辺に親しめる海岸づくりを推進し、緩傾斜護岸等を平成17年度までに7.8km整備します。	5.1 km (H13年度末)
	3 人と自然とのふれあいの確保	○自然公園ビジターセンターなどの利用者数を平成17年度までに年間208千人に増加させます。	164千人 (H13年度)
		○県民の森の利用者数を増加させます。	94万人 (H13年度)
		○自然歩道の整備延長を平成17年度までに301kmにします。	280 km (H13年度末)
III 地球環境保全への貢献	1 地球環境問題への貢献	○県内の温室効果ガスの総排出量を平成2年度に比べて平成22年度までに6%削減させます。	21,194千t (炭素換算) (H2年度)
		○フロンの回収量を増加させます。	28.6 t (H12年度)
IV 共に実践する環境保全活動の促進	1 環境学習の推進	○環境学習への参加者数を毎年度14千人以上にします。	17,514人 (H13年度)
		○環境学習指導者養成講座の修了者を平成17年度までに1,000人に増加させます。	838人 (H13年度末)
		○環境学習拠点（環境研究センター環境学習施設、手賀沼親水広場、いすみ環境と文化のさと、飯岡刑部岬展望館、行徳野鳥観察舎）の利用者数を増加させます。	275,663人 (H13年度)
	2 環境に配慮した自主的行動の促進	○環境保全を活動目的とするNPOを増加させます。	150団体 (H13年度末)
		○みどりのボランティアの登録者数を平成17年度までに790人に増加させます。	628人 (H13年度末)
		○県内のIS014001認証件数を平成17年度までに350件に増加させます。	230件 (H13年度末)

○日常活動における環境負荷の一層の低減

環 境 方 針	目 的	目 標	現 況
I エネルギーの削減	1 電気の使用量の削減	○本庁及び出先機関における単位面積当たりの電気の使用量を平成11年度に比べて、平成17年度までに5%削減します。 ただし、県立病院、水道局の浄・給水場及び企業庁の取・浄・給水場を除きます。	本 庁 26,535千kwh 118kwh / m ² 出先機関 118,654千kwh 42kwh / m ² (H11年度)
		○県立病院（7病院）における電気の使用量を医療の質に配慮しながら、平成11年度に比べて増加させないよう努めます。	31,211千kwh (H11年度)
		○水道局の浄・給水場における配水量千m ³ 当たりの電気の使用量を平成11年度に比べて、安定給水を確保しつつ削減に努めます。	158,607千kwh 490kwh / 千m ³ (H11年度)
		○企業庁の取・浄・給水場における配水量千m ³ 当たりの電気の使用量を平成11年度に比べて、給水義務を確保しつつ削減に努めます。	46,694千kwh 167kwh / 千m ³ (H11年度)
	2 都市ガスの使用量の削減	○本庁及び出先機関における都市ガスの使用量を平成11年度に比べて、平成17年度までに5%削減します。 ただし、水道局の浄・給水場を除きます。	本 庁 953千m ³ 出先機関 6,540千m ³ (H11年度)

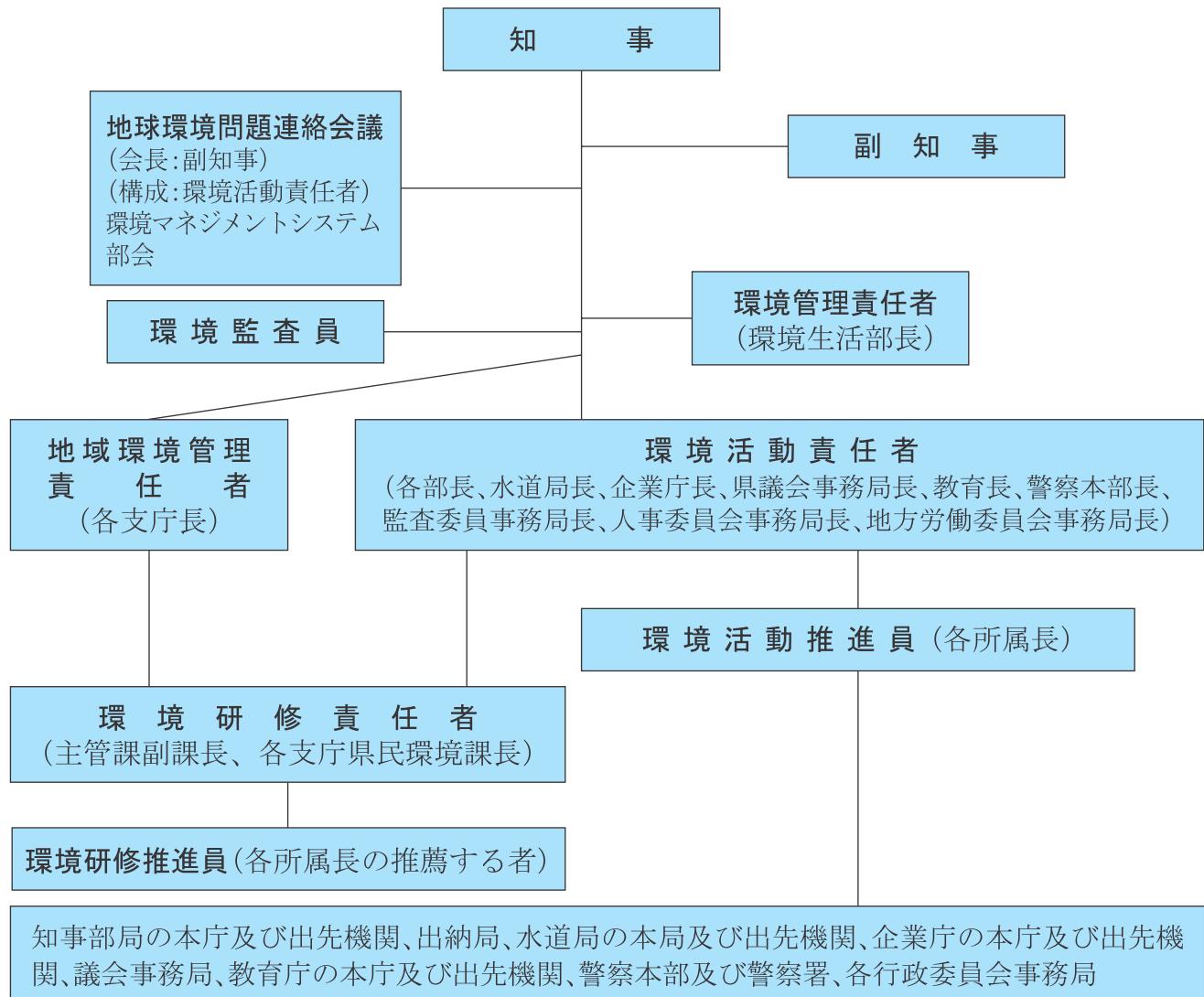
環 境 方 針	目 的	目 標	現 況
		○水道局の浄・給水場における配水量千m ³ 当たりの都市ガスの使用量を平成11年度に比べて、安定給水を確保しつつ増加させないように努めます。	1,746千m ³ 5.4 m ³ ／千m ³ (H11年度)
	3 ガソリンの使用量の削減	○本庁及び出先機関におけるガソリンの使用量を平成12年度に比べて、平成18年度までに7%削減します。 ただし、警察業務に使用する車両を除きます。	本 庁 170kℓ 出先機関 1,064kℓ (H12年度)
	4 重油の使用量の削減	○本庁及び出先機関における重油の使用量を平成13年度に比べて、増加させないように努めます。 ただし、船舶用の重油を除きます。 ○船舶用の重油の使用量を平成11年度に比べて、増加させないように努めます。	本 庁 60kℓ 出先機関 2,232kℓ (H13年度) 出先機関 2,302kℓ (H11年度)
	5 軽油の使用量の削減	○車両及び船舶用の軽油の使用量を平成12年度に比べて、平成18年度までに7%削減します。 ただし、警察業務に使用するものを除きます。	本 庁 47kℓ 出先機関 545kℓ (H12年度)
	6 灯油の使用量の削減	○本庁及び出先機関における灯油の使用量を平成11年度に比べて、平成17年度までに5%削減します。 ただし、水道局の浄・給水場、企業庁の浄水場及び警察業務に使用するものを除きます。 ○水道局の浄・給水場における配水量千m ³ 当たりの灯油の使用量を平成11年度に比べて、安定給水を確保しつつ増加させないように努めます。 ○企業庁の浄水場における配水量千m ³ 当たりの灯油の使用量を平成11年度に比べて、増加させないように努めます。	本 庁 365kℓ 出先機関 2,651kℓ (H11年度) 999kℓ 3.1 ℥／千m ³ (H11年度) 422kℓ 1.5 ℥／千m ³ (H11年度)
II 省資源の推進	1 紙類の使用量の削減	○コピー用紙及び外部に発注する印刷物の紙使用量を前年度に比べて削減します。	(A4換算) 本 庁 416,115千枚 出先機関 277,632千枚 (H13年度)
	2 環境配慮物品調達の推進	○本庁及び出先機関における事務用品の環境配慮物品の調達率を平成17年度までに100%とします。 ただし、環境配慮物品が製造されていない事務用品を除きます。	本 庁 87.3% 出先機関 69.7% (環境配慮物品調達方針で数値目標を定めた品目の調達率の平均) (H13年度)
		○本庁及び出先機関におけるコピー用紙の再生紙（古紙配合率100%）の利用率を平成17年度までに100%とします。	本 庁 98.8% 出先機関 96.8% (H13年度)
		○本庁及び出先機関における外部に発注する印刷物の再生紙（古紙配合率70%以上）の利用率を平成17年度までに100%とします。	本 庁 97.2% 出先機関 85.1% (H13年度)
		○公用車の導入総数に占める低公害車（千葉県環境保全条例第56条及び千葉県環境保全条例施行規則第28条で規定される低公害車）の導入割合を平成17年度までに100%とします。 ただし、特殊車両等指定公害車がないものを除きます。	100% (低公害車のないものを除く) (H13年度)
	3 水使用料の削減	○本庁及び出先機関における水の使用量を平成11年度に比べて、平成17年度までに5%削減します。	本 庁 251,429 m ³ 出先機関 2,705,223 m ³ (H11年度)
III 廃棄物の削減・再資源化	1 廃棄物の削減	○本庁舎（県庁本庁舎・中庁舎・南庁舎・議会棟、警察本部庁舎、亥鼻別館）における一般廃棄物の発生量を平成11年度に比べて、平成17年度までに5%削減します。	920,869 kg (H11年度)
		○本庁舎における一般廃棄物のリサイクル率を向上させます。	65.1% (H13年度)

環 境 方 針	目 的	目 標	現 況
		○本庁舎以外における一般廃棄物の発生量を平成13年度に比べて、平成17年度までに5%削減します。	7,378,364 kg (H13年度)
	2 医療系廃棄物の適正な処理	○医療系廃棄物について、引き続き適正な処理を図ります。	

○事業活動における環境影響の一層の低減

環 境 方 針	目 的	目 標	現 況
I 公共事業における環境影響の低減	1 環境に配慮した工事の実施	○県が発注する全ての工事について、「環境に配慮した工事実施計画」を請負業者に提出させます。	
	2 建設副産物のリサイクルの推進	○アスファルト・コンクリート塊の再資源化率100%を維持します。	100% (H12年度推計)
		○コンクリート塊の再資源化率100%を維持します。	100% (H12年度推計)
		○建設発生木材の再資源化・縮減率を90%以上とします。	100% (H12年度推計)
		○建設汚泥の再資源化・縮減率を60%以上とします。	79.2% (H12年度推計)
		○建設混合廃棄物の排出量を平成12年度に比べて、平成17年度までに25%削減します。	7千t (H12年度推計)
		○建設発生土の有効利用率を平成17年度までに80%以上とします。	68.3% (H12年度推計)
	3 環境に配慮した資材の使用	○溶融スラグの利用の推進を図ります。	326千t (H11年度)
		○熱帶木材型枠の全型枠に占める割合を平成17年度までに20%以下とします。	28.5% (H11年度)
		○間伐材の利用の促進を図ります。	1,387m ³ (H13年度)
	4 大気汚染の軽減	○建設機械の排出ガスによる大気汚染の軽減を図ります。	
	5 騒音・振動の軽減	○建設機械の騒音・振動の軽減を図ります。	
	6 自然の景観及び生態系の維持保全	○自然公園特別地域において、1ha以上（道路は延長2km若しくは幅員10m以上）の開発工事を行う場合は、事前に環境調査を行います。	該当公共事業 1件 (H11年度)
II 上・下水道の維持管理における環境影響の低減	1 上水道施設から発生する汚泥のリサイクルの推進	○上水道施設から発生する汚泥のリサイクル率を平成17年度までに98%以上とします。	97.9% (H13年度)
	2 下水道処理施設から発生する汚泥のリサイクルの推進	○下水道施設から発生する汚泥のリサイクル・減量化率を80%以上とします。	84.7% (H13年度)
	3 工業用水施設から発生する汚泥のリサイクルの推進	○工業用水施設から発生する汚泥のリサイクル率を80%以上とします。	82.4% (H13年度)
III 大規模施設の管理運営における環境影響の低減	1 環境に配慮した大規模施設の管理運営	○延床面積が1万m ² 以上の大規模施設を管理運営委託する場合は、平成14年度から「環境に配慮した管理運営計画」を受託者に提出させます。	対象施設 ・文化会館 ・幕張メッセ国際展示場 ・かずさアカデミアホール ・さわやかちば県民プラザ ・県立美術館 ・国際総合水泳場

環境マネジメントシステムを推進するための組織の体制



第7節 エコテク・サポート制度 ～環境新技術推進制度～

1. エコテク・サポート制度の制定

本県の多様化する環境問題に対応し、本県に適した環境改善技術について、民間の技術を広く活用して環境問題に積極的に取り組むこととして9年11月に環境新技術推進制度を創設した。

2. 制度の内容

(1) 趣 旨

本県の地域環境の改善と保全及び地球環境問題の解決に寄与するため、県の施策の方向に沿う民間の実用化の見込みの高い技術等を対象とした共同研究等を進め、その推進を図る。

(2) 対象技術（環境新技術）

公害防止技術、自然環境の維持回復、地球環境問題に関連する技術であって、実用化の見込みが高いもの、環境負荷が少ないもの、費用対効果が妥当なものであり、県の施策に合致し、本県に適用可能な技術を対象とする。

(3) 対象者

民間の事業者（原則として個人は除く。）であつて、事業遂行に必要な技術面、資金面での能力を有する者を対象とする。

(4) 推進方法

県は、必要に応じ共同研究の実施及び公開試験の機会の提供を行う。

3. 制度の適用実績

共同研究については、15年9月までに、廃棄物の処理システムの構築に関する研究3件、都市排水路等の水質浄化施設の開発に関する研究1件及び窒素酸化物対策用光触媒塗料の開発に関する研究1件の申し出があり、技術開発のための研究が実施されている。また、今後、竹炭を利用した土壤浄化システムの研究が実施される予定である。

公開試験については、道路沿道の大気浄化技術及び手賀沼の水質浄化技術に関する2課題の公募

を行い、道路沿道の大気浄化の課題は、二酸化チタン等の光触媒を用いた窒素酸化物の除去のための6技術、手賀沼の水質改善に関する課題では21技術について、現地において公開試験が実施された。

第8節 公害防止計画

1. 千葉地域公害防止計画の策定

(1) 策定の経緯

公害防止計画は、現に公害が著しい地域又は今後人口や産業の急速な集中などにより公害が著しくなるおそれのある地域を対象に、公害の防止に関する諸施策を総合的・計画的に講ずることにより公害の防止を図ることを目的として、環境基本法第17条の規定に基づき都道府県知事が策定し環境大臣の同意を得る計画である。

この制度は45年度にスタートし、15年3月末現在27都道府県32地域で計画が策定されている。

本県では、45年度に千葉・市原地域、47年度に江戸川流域地域の公害防止計画を策定し、その後、49年度に両計画を統合して計画地域を15市町に拡大した千葉臨海地域公害防止計画を策定し、54年度からさらに期間を5年間延長した。59年度には、臨海地域に隣接している印旛沼、手賀沼の水質悪化が著しく、浄化が必要であることなどから、15市町から26市町村へと大幅に地域拡大し、元年度には本計画の名称を「千葉地域公害防止計画」と変更し、計画地域を旧計画地域の26市町村に閑宿町を加え27市町村として地域を拡大し、13年度まで実施してきた。

14年6月28日に環境大臣から、23市町（前計画から酒々井町、印旛村及び本塙村を除外、計画策定後、野田市と閑宿町が合併）の地域を対象とした新たな公害防止計画の策定指示があり、これを受け、県では関係市町と協力して18年度末を期限とする新計画を策定し、15年2月に環境大臣の同意を得た。

(2) 計画の概要

ア 計画期間

14年度から18年度までの5年間。

イ 計画策定地域

千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市、白井市及び沼南町の区域（22市1町、合計23市町）

ウ 計画の目標

計画の目標は表2-1-1のとおりであり、目標が全体として18年度末を目指して維持達成されるよう努める。

エ 計画の主要課題

(ア) 自動車交通公害

大気汚染及び騒音の著しい沿道における自動車交通公害の防止を図る。

(イ) 河川の水質汚濁

水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止を図る。

(ウ) 印旛沼・手賀沼の水質汚濁

印旛沼・手賀沼のCODに係る水質汚濁並びに窒素及び磷による富栄養化の防止を図る。

(エ) 東京湾の水質汚濁

東京湾のCODに係る水質汚濁並びに窒素及び磷による富栄養化の防止を図る。

(オ) 地下水汚染

トリクロロエチレン等による地下水汚染の防止を図る。

オ 公害防止計画事業の進捗状況

計画における計画事業費の総額は約5,161億円である。その内訳は、地方公共団体が実施する事業に要する経費が約4,079億円、事業者が行う事業に要する経費が約1,082億円である。

(ア) 地方公共団体等が行う事業

計画において県及び市町村が主体となって講ずることとした主な公害対策事業は表2-1-2のとおりである。

なお、事業別の計画事業費は表2-1-3のとお

りである。

(イ) 事業者の行う事業

計画において、事業者が行う大気、水質及び騒音等関係公害防止施設に係る計画事業費は表2-1-4のとおりである。

表2-1-1 計画の目標

区分		項目	目標
1 大気汚染		浮遊粒子状物質 光化学オキシダント	「大気の汚染に係る環境基準について」 (昭和48年5月8日環境庁告示第25号) 第1に定める環境基準 ・浮遊粒子状物質 1時間値の1日平均値が 0.10 mg / m ³ 以下であり、かつ、1時間値 が 0.20 mg / m ³ 以下であること。 ・光化学オキシダント 1時間値が 0.06ppm 以下であること。
		二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」 (昭和53年7月11日環境庁告示第38号) 第1に定める環境基準及び第 2の2 1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又は それ以下であること。
		ベンゼン	「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」 (平成9年2月4日環境庁告示第4号) 第1に定める環境基準 1年平均値が 0.003 mg / m ³ 以下であること。
2 水質汚濁	① 健康項目	ア 公共用水域 ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を 含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について」 (平成11年12月27日環境庁告示第68号) 第1の1に定める基準値 水質（水底の底質を除く。） 1年平均値が 1 pg-TEQ 以下であること。 水底の底質 150pg-TEQ/g 以下であること。
		イ 地下水 六価クロム 四塩化炭素 シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」 (平成9年3月13日環境庁告示第10号) 第1に定める基準値 ・六価クロム 0.05 mg / ℓ 以下 ・四塩化炭素 0.002 mg / ℓ 以下 ・シス-1, 2-ジクロロエチレン 0.04 mg / ℓ 以下 ・1, 1-ジクロロエチレン 0.02 mg / ℓ 以下 ・トリクロロエチレン 0.03 mg / ℓ 以下 ・テトラクロロエチレン 0.01 mg / ℓ 以下
		ア 河川 生物化学的酸素要求	「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和46年12月28日環境庁告示第59号) 第1の2の(1)に定める 基準値（ただし、東京湾における全窒素、全燐については一部暫定目標） ア 河川 生物化学的酸素要求量 A類型 2 mg / ℓ 以下 B類型 3 mg / ℓ 以下 C類型 5 mg / ℓ 以下 D類型 8 mg / ℓ 以下 E類型 10 mg / ℓ 以下
	② 生活環境項目	イ 湖沼 化学的酸素要求量 全窒素 全燐	イ 湖沼 化学的酸素要求量 A類型 3 mg / ℓ 以下 B類型 5 mg / ℓ 以下 全窒素 全燐 III類型 0.4 mg / ℓ 以下 0.03 mg / ℓ 以下 V類型 1 mg / ℓ 以下 0.1 mg / ℓ 以下
		ウ 海域 化学的酸素要求量 全窒素 全燐	ウ 海域 化学的酸素要求量 A類型 2 mg / ℓ 以下 B類型 3 mg / ℓ 以下 C類型 8 mg / ℓ 以下 全窒素 全燐 II類型 0.43 mg / ℓ 以下 0.036 mg / ℓ 以下 III類型 0.83 mg / ℓ 以下 0.065 mg / ℓ 以下 IV類型 1.2 mg / ℓ 以下 0.09 mg / ℓ 以下
		騒音	「騒音に係る環境基準について」 (平成10年9月30日環境庁告示第64号) 第1に定める基準値 昼間 夜間 AA類型 50dB 以下 40dB 以下 A及びB類型 55dB 以下 45dB 以下 C類型 60dB 以下 50dB 以下 ただし、次に掲げる地域に該当する地域については、目標値は上記によ らず下記の基準値とする。 A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 昼間 夜間 60dB 以下 55dB 以下 B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域の うち車線を有する道路に面する地域 昼間 夜間 65dB 以下 60dB 以下
3 騒音			

	航空機騒音	「航空機騒音に係る環境基準について」 (昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号) 第 1 に定める基準値 I 類型 70 WECPNL 以下 II 類型 75 WECPNL 以下
4 地盤沈下	地盤沈下	地盤沈下を進行させないこと

表 2-1-2 公共団体等の実施する主な公害対策事業
(14 ~ 18 年度)

事業名	内 容
下水道整備	増加処理人口 401 千人
廃棄物処理施設整備	処理能力 (事業実施団体数) 1,691t/日 (4 市)
ごみ処理施設	80t/日 (3 市)
粗大ごみ処理施設	263kℓ/日 (1 市 1 組合)
し尿処理施設	設備容量 31.5 千m ³ 以上 (2 市)
埋立処分地	127t/日 (2 市)
リサイクルプラザ	10t/日 (1 市)
生ごみ堆肥施設	
監視測定体制整備	環境測定機器及び監視測定機器の整備並びに低公害車の購入(7 市)
公害防止調査研究	有害大気汚染物質調査等
公園緑地等整備	県立公園整備事業等
交通対策	交差点改良 道路整備
地盤沈下対策	工業用水道整備 河川流量調整

表 2-1-3 公害対策事業の事業費
(14 ~ 18 年度)

事業名	計画期間内 計画事業費 (百万円)
公害対策事業	整下水道 備道
	公共下水道(終末)
	地域下水道(終末)
	施設
	ごみ処理施設
	し尿処理施設
	埋立処分地
	備理
	その他
	監視測定体制設備
特例適用事業非	公共下水道等(管渠)
	公害防止調査研究
	その他
	合 計
公害関連事業	公園緑地等整備
	交通対策
	地盤沈下対策
	その他

表 2-1-4 計画における事業者の講ずる措置に
係る事業費
(14 ~ 18 年度)

	計画期間内 計画 事業費 (百万円)
大気関係	81,001
水質関係	16,574
騒音・悪臭関係	1,081
産業廃棄物関係	5,802
その他の	3,764
合 計	108,222

第9節 公害防止協定

1. 制度の概要

企業の事業活動に伴って発生する公害を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全及び地球環境の保全を図ることを目的に、法令を補完し、法令よりも厳しい排出基準等を設定することなどにより地域と企業の実情に応じたきめ細かい指導を行うため、企業と公害防止協定を締結している。

公害防止協定は、県、地元市、企業の三者間で締結した「公害の防止に関する協定（基本協定）」と同協定に基づく「公害の防止に関する細目協定（細目協定）」からなっている。

2. 基本協定の概要

基本協定は、公害防止の理念、年間計画書、事前協議、緊急時の措置、被害補償等協定の基本的な事項について定めており、期間の限定はしていない。

3. 細目協定の概要

細目協定は、基本協定に基づき具体的な排出量、排出濃度、監視等について期間を明示して定めており、現在の細目協定は12年2月17日付けで更新され、その概要は次のとおりである。

(1) 適用期間

12年4月1日から17年3月31日まで

(2) 協定の内容

ア 大気汚染の防止

(ア) 硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんの全協定工場の排出総量及び工場ごとの*総量規制を定めている。

(イ) 工場で、使用される自動車からの窒素酸化物排出量を削減するため、自動車窒素酸化物自主管理計画を定めている。

(ウ) 炭化水素について、これを発生する原油、揮発油、ナフサ等を対象に屋外タンク、出荷施設、使用施設及び製造施設ごとに排出防止のための施設基準を定めている。

イ 水質汚濁の防止

(ア) COD等の汚濁負荷量については総量規制を定めている。

(イ) 東京湾富栄養化対策として窒素、りんについて排出水中の濃度、負荷量を定めている。

(ウ) トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有害物質について、排出基準を定めている。

ウ その他

地盤沈下対策として地下水採取総量等を、廃棄物対策として累積総量等を定めているほか、地球温暖化物質の排出抑制や地質汚染の防止対策、化学物質による環境汚染の未然防止対策、騒音、悪臭対策についても定めている。

4. 締結の経緯

本県では、43年11月に東京電力㈱との間に公害防止協定を締結したのをはじめとして、千葉臨海地域に進出している主要企業との間に次のとおり締結しており、15年9月末現在、協定締結工場は58社66工場である（表2-1-5）。

5. かずさ環境協定

千葉臨海地域に進出している主要企業との間に締結しているこの公害防止協定とは別に、かずさアカデミアパークに対する総合的な環境保全対策を目的として県、地元市、企業等の三者間で「かずさ環境協定」を締結することとしている。

なお、6年6月に(財)かずさディー・エヌ・エー研究所と協定を締結したのをはじめとして、15年9月末現在、15事業所との間で協定を締結している。今後もかずさアカデミアパークへの事業所進出に伴い、協定締結の申し入れを行っていく予定である。なお、「かずさ環境協定」の概要は次のとおりである。

(1) 環境の維持・向上のための基本的方向

かずさ環境の向上や環境への負荷の軽減等協定の目的とする方向を定めている。

(2) 環境活動の内容

環境活動の総合的推進、法令等による環境保全対策の実施、新たな環境汚染の未然防止、廃棄物の適正処理、快適な環境づくりの推進等事業所が実施すべき環境活動について定めている。

(3) 環境活動管理制度

環境保全組織の整備、環境への影響の把握、環境報告書の作成・提出、環境報告書の審査、住民との交流の促進、事前協議、事故に関する対応、報告及び調査等環境活動を管理するための制度について定めている。

(4) 責務の確認

違反時の措置、被害補償、情報の適正な管理、地位の承継等責務の確認について定めている。

表2-1-5 公害防止協定締結工場（15年9月末現在）

関係市	工 場 名		所 在 地	公害防止 協定締結 年月日
千葉市	JFEスチール(株)	東日本製鉄所(千葉地区)	千葉市中央区川崎町1	49. 1. 21
	東京電力(株)	千葉火力発電所	〃 〃 蘇我町2-1377	〃
	川鉄鋼板(株)	千葉工場	〃 〃 塩田町385-1	51. 6. 14
	新東日本製糖(株)		〃 美浜区新港36	〃
	参松工業(株)	千葉工場	〃 〃 〃 35	〃
	味の素製油(株)	千葉工場	〃 〃 〃 230	〃
	千葉製粉(株)		〃 〃 〃 17	〃
市原市	昭和電工(株)	千葉事業所	市原市八幡海岸通3	49. 1. 21
	昭和キヤボット(株)	千葉工場	〃 〃 3	〃
	王子コーンスターク(株)	千葉工場	〃 〃 9	〃
	大日本インキ化学工業(株)	千葉工場	〃 〃 12	〃
	旭硝子(株)	千葉工場	〃 五井海岸 10	〃
	日本合同肥料(株)	千葉工場	〃 〃 10	〃
	チッソ石油化学(株)	五井製造所	〃 〃 5-1	〃
	丸善ケミカル(株)	五井工場	〃 〃 6	〃
	丸善石油化学(株)	千葉工場	〃 五井南海岸 3	〃
	コスモ石油(株)	千葉製油所	〃 五井海岸 2	〃
	東京電力(株)	五井火力発電所	〃 〃 1	〃
	電気化学工業(株)	千葉工場	〃 五井南海岸 6	〃
	日本曹達(株)	千葉工場	〃 〃 12-8	〃
	協和油化(株)	千葉工場	〃 〃 11	〃
	宇部興産(株)	千葉石油化学工場	〃 〃 8-1	〃
	極東石油工業(株)	千葉製油所	〃 千種海岸 1	〃
	東レ(株)	千葉工場	〃 〃 2-1	〃
	東レ・ダウコーニング・シリコン(株)	千葉工場	〃 〃 2-2	〃
	JSR(株)	千葉工場	〃 〃 5	〃
	三井化学(株)	市原工場	〃 〃 3	〃
	出光興産(株)	千葉製油所	〃 姉崎海岸 2-1	〃
	出光石油化学(株)	千葉工場	〃 〃 1-1	〃
	東京電力(株)	姉崎火力発電所	〃 〃 3	〃
	住友化学工業(株)	千葉工場(姉崎地区)	〃 〃 5-1	〃
	日本板硝子(株)	千葉工場	〃 〃 6	〃
	川鉄鋼管(株)	姉崎地区	〃 〃 7-1	〃
	三井造船(株)	千葉事業所	〃 八幡海岸通1	51. 6. 14
	不二サッシ(株)	千葉工場	〃 〃 13	〃
	不二電化(株)	千葉工場	〃 八幡北町3-5	〃
	古河電気工業(株)	千葉事業所	〃 八幡海岸通6	〃
	日立化成工業(株)	五井事業所	〃 五井南海岸14	〃
	旭ペンケミカル(株)	千葉工場	〃 五井海岸10	〃
	三菱製鋼(株)	千葉製作所	〃 八幡海岸通1-6	5. 1. 8
	新三井製糖(株)	千葉工場	〃 〃 2-16	5. 3. 12
	京葉モノマート(株)		〃 五井南海岸11-6	7. 2. 9
	市原エコセメント(株)		〃 八幡海岸通1-8	13. 3. 28
	(株)ベイサイドエナジー	市原発電所	〃 五井南海岸8-9	15. 5. 14
袖ヶ浦市	住友化学工業(株)	千葉工場(袖ヶ浦地区)	袖ヶ浦市北袖9-1	49. 1. 21
	富士石油(株)	袖ヶ浦製油所	〃 〃 1	〃
	吉野石膏(株)	千葉第一工場	〃 〃 18	〃
	東邦化学工業(株)	千葉工場	〃 〃 10	〃

関係市	工 場 名	所 在 地	公害防止協定締結年月日
袖 ヶ 浦 市	広栄化学工業(株)工場	袖ヶ浦市北袖25	49. 1. 21
	片倉チッカリン(株)千葉工場	〃 〃 13	〃
	日産化学工業(株)袖ヶ浦工場	〃 〃 11-1	〃
	日本燐酸(株)	〃 〃 14	〃
	東京電力(株)袖ヶ浦火力発電所	〃 中袖2-1	〃
	旭化成(株)千葉工場	〃 〃 5-1	〃
	チヨダウーテ(株)千葉工場	〃 北袖12-1	61. 4. 1
	吉野石膏(株)千葉第二工場	〃 南袖52	元. 12. 22
	チヨダウーテ(株)袖ヶ浦工場	〃 〃 44	〃
	(株)荏原製作所袖ヶ浦事業所	〃 中袖20-1	4. 7. 10
	(株)川重ガスター・ビン研究所	〃 南袖50-1	6. 1. 18
	(株)エヌエスエネルギー袖ヶ浦	袖ヶ浦発電所	15. 3. 25
	東京瓦斯(株)袖ヶ浦工場	〃 〃 1-1	15. 9. 30
木更津市	(株)かずさクリーンシステム	木更津市新港17-2	13. 11. 16
君津市	君津共同火力(株)君津共同発電所	君津市君津1	49. 1. 21
木更津市 君津市 富津市	新日本製鐵(株)君津製鐵所 〃 技術開発本部	君津市君津1 富津市新富20-1	49. 1. 21 49. 3. 30
富津市	東京電力(株)富津火力発電所	富津市新富25	60. 9. 27
計			58社66工場

第10節 環境影響評価制度等

1. 環境の汚染を未然に防止する制度

環境の汚染を未然に防止するため、県においては、環境影響評価制度、宅地開発や工業団地への事業場の立地に際しての事前審査等の制度を設けている。

環境影響評価制度は、開発事業等を行う事業者が、事業の実施に伴って生ずる環境への影響について事前に調査・予測・評価を行うとともに環境の保全のための措置の検討を行い、住民や行政機関などの意見を取り入れつつ、その事業の実施の際に環境の保全への適正な配慮を行うための仕組みであり、環境アセスメントともいう。

事前審査制度は、環境影響評価制度の対象規模未満の宅地開発や、臨海部・内陸部の工業団地への事業場の立地に当たって、県が環境の保全の見地から事前審査を行うものであり、これらの制度の運用により、公害の発生の未然防止と地域の環境の保全の確保が総合的に図られるよう努めている。

2. 環境影響評価制度の概要

(1) 経緯

県では、昭和55年に、環境影響評価に関する手続等を定めた「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」を制定し、昭和56年以降、約100件の事業について環境影響評価の実施を指導してきた。

一方、国においても、昭和59年になされた閣議決定により定められた要綱等により、国が実施又は関与する事業について環境影響評価の実施が図られてきたが、平成9年6月に、閣議決定要綱を充実・改善する形で、新たな手続や考え方を取り入れられた「環境影響評価法」が制定され、法律に基づく統一的な環境影響評価制度が確立された。

同法の制定を受け、県においても、指導要綱の見直しを行い、平成10年6月に「千葉県環境影響評価条例」を制定・公布し、同法とともに平成11年6月から施行されている。

(2) 環境影響評価法

現在、環境影響評価制度は、環境影響評価法と千葉県環境影響評価条例の2本立てで運用されている。このうち、法は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を対象として環境影響評価手続を定めている（対象事業の種類・規模については表2-1-6参照）。

環境影響評価法に基づき実施される手続の概要是以下のとおりである。

ア 第二種事業についての判定（スクリーニング）

必ず環境影響評価を行う「第一種事業」よりも規模が小さい「第二種事業」を行おうとする事業者は、環境影響評価手続を行う必要があるかどうかの判定を受ける。

イ 環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の手続（スコーピング）

事業者は、環境影響評価（調査・予測・評価）の項目や方法を記載した方法書を縦覧する。方法書についての関係市町村長意見及び住民等の意見、学識経験者等で構成される環境影響評価委員会の答申を踏まえ、知事は事業者に対して意見を述べる。

ウ 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の手続

事業者は、方法書の手続を経て、選定した項目や手法により実施した環境影響評価の結果を記載した準備書を縦覧し、方法書と同様、知事は事業者に対して意見を述べる。

エ 環境影響評価書（以下「評価書」という。）の手続

準備書に対する意見を踏まえ内容を修正した評価書に対して、許認可等権者は、環境大臣の意見を踏まえた意見を事業者に述べ、事業者は、評価書の補正を行った上で縦覧する。

(3) 千葉県環境影響評価条例

千葉県環境影響評価条例は、条例の対象となる事業について行うべき環境影響評価手続と、法の対象となる事業について法に基づき環境影響評価手続が実施される場合における本県独自の付加手続を定めている。

千葉県環境影響評価条例に基づき実施される手続の流れは、環境影響評価法の手續とほぼ同様であるが、事業計画概要書に関する手續が行われる点、方法書等の公告・縦覧を事業者に代わって知事が行う点や、評価書に対して意見を述べるのが免許等を行う者ではなく知事である点などが法の手續と異なっている（手續の流れについては図2-1-2参照）。

また、条例により法の手續に付加される手續として、スクリーニングにおける届出書面の縦覧、準備書への意見に対する事業者見解を記載した書面（見解書）の縦覧、環境影響評価委員会への諮問、公聴会の開催、事後調査報告書の提出などの規定が設けられている。

なお、対象事業の種類・規模や、環境影響評価を実施するための技術的指針について定めた規則や環境影響評価技術細目等を制定し、条例と併せて運用している。

(4) 平成14年度中の環境影響評価実施状況

14年度は、環境影響評価法及び千葉県環境影響評価条例に基づき、次のとおり、合計5件の事業について、環境影響評価の手續が行われており、それぞれの事業に対する知事意見はホームページに掲載している。

また、事業を実施している事業者から事後調査報告書が適宜提出された。

ア 法対象事業（対象事業の種類・規模・手続状況）

- 1 成田新高速鉄道線建設事業（普通鉄道の建設・鉄道の長さが19.1km・方法書手続）
- 2 一般国道464号北千葉道路（印旛～成田建設事業（一般国道の改築・新たに設けられる道路の部分の長さが14km・方法書手続）

図2-1-2 千葉県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続の流れ

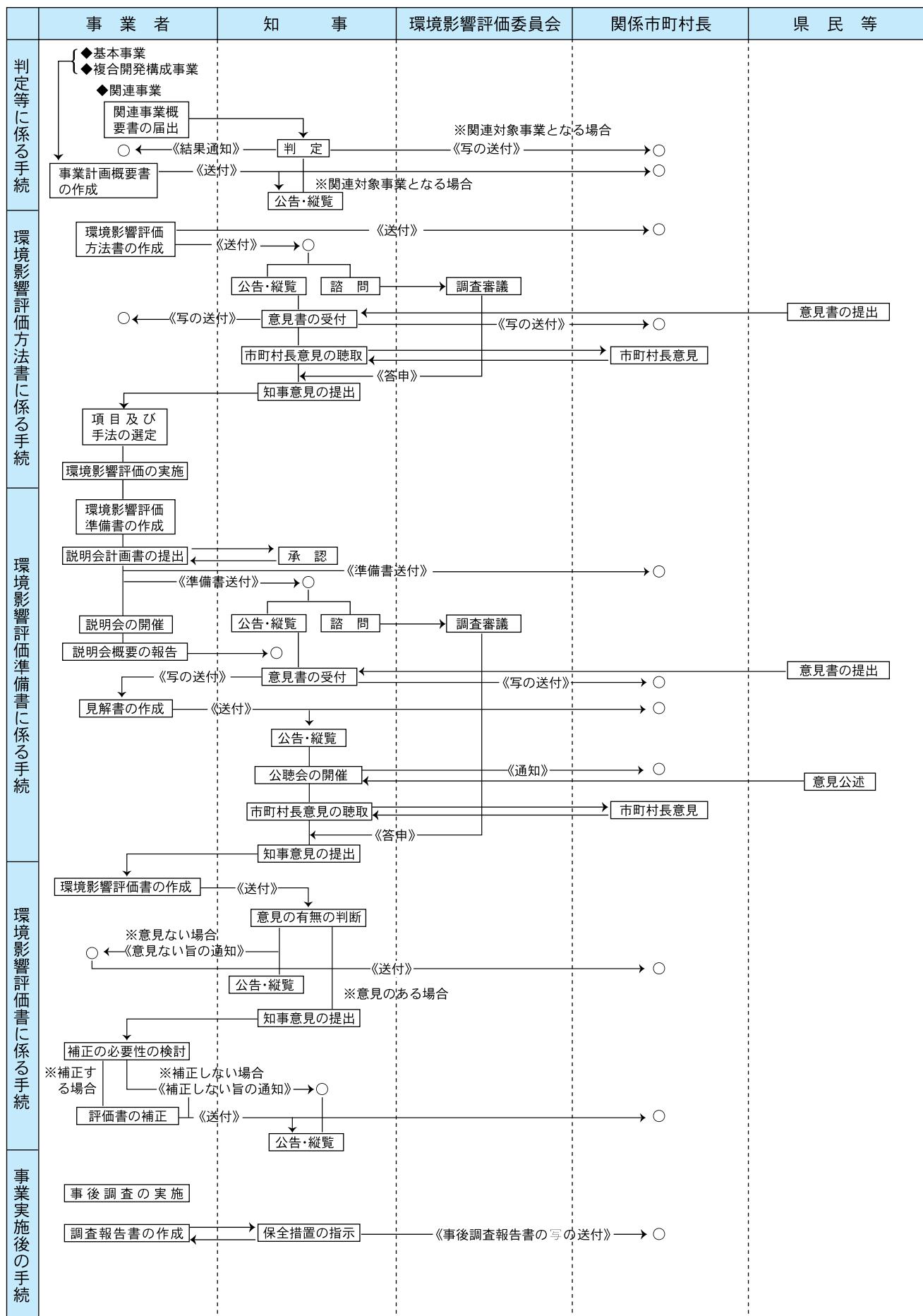


表2-1-6 環境影響評価法・千葉県環境影響評価条例の対象事業の種類・規模

	環境影響評価法の第1種事業	環境影響評価法の第2種事業	千葉県環境影響評価条例の対象事業(基本事業)
1 道路の新設又は改築			
高速自動車国道 首都高速道路等 自動車専用道路 一般国道 県道・市町村道・農道 林道 自然公園等の区域内	すべて 4車線以上 4車線・10km以上 幅員6.5m・20km以上	4車線・7.5km～10km 幅員6.5m以上・15km～20km	4車線以上 4車線以上・7.5km～10km 4車線以上・10km以上 幅員6.5m以上・10km～20km 2車線以上
2 河川工事			
ダム 堰 湖沼水位調節施設 放水路	貯水面積100ha以上 湛水面積100ha以上 改変面積100ha以上 改変面積100ha以上	貯水面積75ha～100ha 湛水面積75ha～100ha 改変面積75ha～100ha 改変面積75ha～100ha	貯水面積75ha～100ha 湛水面積75ha～100ha 改変面積75ha～100ha 改変面積75ha～100ha
3 鉄道又は軌道の建設又は改良			
新幹線鉄道 普通鉄道 モノレール 軌道	すべて 長さ10km以上 長さ10km以上	長さ7.5km～10km 長さ7.5km～10km	長さ5km～10km 長さ5km以上 長さ5km～10km
4 飛行場及びその施設の設置又は変更	滑走路長 2500m以上	滑走路長 1875m～2500m	滑走路長 1875m～2500m
5 発電用電気工作物の設置又は変更			
水力発電所 火力発電所 地熱発電所 原子力発電所	出力3万kw以上 出力15万kw以上 出力1万kw以上 すべて	出力2.25万kw～3万kw 出力11.25万kw～15万kw 出力0.75万kw～1万kw	出力2.25万kw～3万kw 出力11.25万kw～15万kw
6 廃棄物最終処分場の設置又は変更	埋立面積30ha以上	埋立面積25ha～30ha	埋立面積4ha～30ha
7 公有水面その他の水面の埋立て又は干拓	面積50ha超	面積40ha～50ha	面積40ha～50ha
8 土地区画整理事業			
住宅・工場・研究施設 上記以外	面積100ha以上(都計事業)	面積75ha～100ha(都計事業)	面積50ha以上 面積75ha以上
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha	面積75ha～100ha
10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha	面積50ha～100ha
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha	面積75ha～100ha
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha	面積75ha～100ha
13 宅地開発事業			
住宅・工場・研究施設 上記以外	面積100ha以上(公団事業)	面積75ha～100ha(公団事業)	面積50ha以上 面積75ha以上
14 レクリエーション施設用地造成事業			
総合遊園地など ゴルフ場(新設) ゴルフ場(増設)	―― ――	―― ――	面積75ha以上 18ホール以上 9ホール以上
15 工場の新設又は増設	―― ――	―― ――	排水量1万m ³ /日又は 燃料使用量20t/時以上
16 終末処理場の新設又は増設	―― ――	―― ――	敷地面積15ha又は 計画処理人口20万人以上
17 し尿処理施設の新設又は増設	―― ――	―― ――	処理能力250kℓ/日以上
18 廃棄物焼却等施設の新設又は増設			
焼却施設 溶融施設	―― ――	―― ――	処理能力100t/日以上 処理能力100t/日以上
19 砂利等採取事業	―― ――	―― ――	採取場面積30ha以上
20 土砂等の埋立て等の事業			
自然公園等の区域内 自然公園等の区域外	―― ――	―― ――	埋立面積10ha以上 埋立面積40ha以上

イ 条例対象事業

- 1 大塚山処分場第三処分場計画（廃棄物最終処分場の変更・埋立処分面積が3.9ha増加・準備書及び評価書手続）
- 2 印西クリーンセンター更新施設整備事業（廃棄物焼却等施設の設置・処理能力300t／日・方法書手続）
- 3 三郷浄水場発電施設設置計画（方法書手続き中で事業廃止）

3. 開発行為の事前審査

県内で10ha以上の宅地開発及び工業団地の造成等を行おうとする者は、「都市計画法」「宅地開発事業等の基準に関する条例」などに基づく許可等の申請を行う前に「宅地開発事業指導要綱」等に基づき関係部局へ協議することになっている。

このため事業者は、土地利用を含めた事業計画を始め、開発行為が地域の環境に及ぼす影響及び環境保全対策などについて記載した環境保全計画書を作成し、環境全般に関する審査・指導を受けることとなる。

なお、環境保全対策の充実が必要と認められる事業については、計画の変更を含めた必要な措置を講ずるように指導し、環境の保全に努めている。

14年度に事前協議を行ったものは、宅地開発等の計画が6件、ゴルフ場の計画が1件の計7件であった。

第11節 環境月間

47年6月、スウェーデンのストックホルムで、「かけがえのない地球」をスローガンに国連人間環境会議が開かれ、人間環境を守り良くするための共通の考え方を示した「人間環境宣言」が採択され、地球環境を守るために国際機関の設置が決められた。

これを受けて我が国では環境庁の主唱により48年から6月5日からの1週間を「環境週間」に、3年からは6月を「環境月間」とし、さらに5年には環境基本法により6月5日が「環境の日」と定められた。

1. 千葉県環境月間行事の実施

県では、48年から6月を「千葉県環境月間」として、毎年各種の啓発行事を展開している。

15年度の主な環境月間行事は表2-1-8のとおりであり、「はじめています。地球にやさしい新生活」をテーマに各種行事を開催し、環境保全の重要性について県民の理解を求めた。

2. 環境保全功労者の表彰

環境保全功労者の表彰については、環境保全のために顕著な功績のあった者を環境保全功労者（千葉県環境賞）として52年度から、地域環境保全に顕著な功労のあった者を地域環境功労者知事感謝状被贈呈者として56年度からそれぞれ表彰しており、14年度までの被表彰者数は、千葉県環境賞77名（個人55名、団体22団体）、地域環境功労者知事感謝状贈呈者89名（個人58名、団体31団体）となっている。なお、14年度の被表彰者は表2-1-7のとおりである。

3. その他

環境月間以外の行事として、「ゴミゼロ運動」、「千葉県リサイクルの日」県民運動、環境シンポジウム、エコアップちばの各種行事を実施した。

表 2-1-7 15 年度被表彰者

1 千葉県環境賞

氏名(名称)	功績分野	功績概要
てがぬま 美しい手賀沼を 愛する市民の連 合会	環境保全	美しい手賀沼をよみがえ らせることを目的に、学習 会や情報交換会を開催する とともに、会報、会誌を発行 し、手賀沼の水質浄化を訴 えてきた。特に、行政との パートナーシップには積極 的に取組み、環境行政の推 進に貢献。

2 地域環境功勞者知事感謝狀

氏名(名称)	功績分野	功績概要
石井まさよし いし い まさ よし	自然保護	長年にわたり、自然保護指導員として、天神社の森の巡視を中心として、貴重な植物の保護管理等の自然保護活動に尽力
加藤けいじ かとう けいじ	自然保護	長年にわたり、自然保護指導員、自然公園指導員として、動植物の保護育成はもちろん、自然環境の維持保全に尽力し、環境保全のための指導・巡視を定期的に行い、自然保護と適正な利用に貢献
小原りょうみ こはら りょうみ	環境保全	長年にわたり、不法投棄監視員として快適な環境の保全に深い理解と熱意をもって巡視活動や啓発活動に取り組んでおり、地域の環境に対する意識の高揚に大きな影響を与え、環境美化に貢献
酒井ひでし さかい ひでし	自然保護	長年にわたり、自然保護指導員、自然公園指導員として、動植物の保護育成はもちろん、自然環境の維持保全に尽力し、環境保全のための指導・巡視を定期的に行い、自然保護と適正な利用に貢献

表2-1-8 主な環境月間関連行事実施結果一覧（15年度）

行 事 名	内 容	場 所	期 日	参加者数
ゴミゼロ運動	ごみの散乱防止と再資源化促進の普及啓発を目的に、散乱空き缶等の県内一斉清掃を実施。	県内一斉	5月25日を中心	618,000名
環境保全功労者表彰	千葉県環境賞（1団体） 地域環境功労者知事感謝状（4名）	県庁	6月12日	
環境月間にちなんだ ポスター・作文・標語入賞者表彰	知事表彰入賞者ポスター（9名）、作文（5名）、 標語（7名）	県庁	6月11日	応募総数 4,351点
手賀沼ウォッチング	手賀沼の船上見学及び周辺の自然観察	手賀沼	4月～10月	687名
愛鳥作品コンクール	県内小中高校生を対象として、愛鳥ポスターを募集した。		応募締切 6月30日	応募総数 8,572名
鳥獣保護功労者表彰	鳥獣保護行政に貢献した者に知事感謝状を交付した。		6月13日	表 彰 者 個人 10名 団体 2名
環境研究センター公開講座	資源循環研究の取組事例について紹介		6月21日	70名
環境研究センター一般公開	センター内の各研究室及び機器等の公開、研究内容の説明	環境研究センター	6月2日～8日 6月16日～20日	152名 29名
ホタルウォッチング	ほたる観察	清和県民の森ほたるの里	6月21日 6月28日	119名 90名
磯の生き物を探そう	磯の生物観察会	大原町岩船海岸	6月15日	23名
手賀沼水辺探検隊	こどもを対象とした自然観察会	手賀沼親水広場	5月～12月	245名

第12節 千葉県地域環境保全基金

1. 設置の趣旨

都市・生活型の環境問題に対する取組が実効を挙げるためには、県民等の自覚と行動が不可欠であることに加えて、県民のニーズも単に公害のない環境にとどまらず、快適でうるおいのある生活環境の形成等の質的な変化がみられるため、従前から行っている地域の環境保全対策を充実する必要がある。

また、地球環境問題をはじめ、複雑・多様化する環境問題に対応していくためには、地域の環境保全に関する事業等をさらに積極的かつ継続的に取り組んでいく必要がある。

このため、地域に根ざした環境保全に関する事業を展開する資金を安定的に確保するため、2年3月27日に「千葉県地域環境保全基金条例（以下「基金条例」という。）」を公布・施行し、基金条例に基づく千葉県地域環境保全基金（以下「基金」という。）を2年3月30日に設置した。

2. 基金の額

基金の額は、元年度に国の地域環境保全対策費補助2億円を受けて5億円で造成し、その後、2年度及び6年度にそれぞれ5億円を追加造成したが、13年度末に、近年の環境問題に対する迅速な取り組みの必要性が増してきたことにより条例を改正し、特定の使途については、基金の処分ができることとして5億円を「ちば環境再生基金」へ充当したため、13年度末現在では、約10億4千万円となっている。

3. 基金運用益の処理及び使途

基金の運用から生ずる利益は、毎年度の歳入歳出予算に計上し、

- ・地域の環境保全活動に関する基盤整備事業
- ・地域の環境保全活動に関する知識の普及事業
- ・地域の環境保全のための実践活動に対する支援事業

・その他地域の環境保全活動に関する事業に要する経費及び基金の管理に要する経費に充てることとしている。

基金の14年度運用益は419千円であり、
・エコマインド養成講座
に充当した。